第3編　資料編･用語集

第3編　資料編・用語集　目次

第1　総則……1
　1　狭山市防災会議条例……1
　2　狭山市防災基本条例……3
第2　防災体制……7
　1　狭山市災害対策本部条例……7
　2　狭山市災害対策本部要綱……8
　3　自主防災組織一覧……19
第3　応援協力……21
　1　災害時応援協定一覧……21
第4　交通・輸送・災害復旧……25
　1　狭山市緊急輸送道路図……25
　2　県指定一次特定緊急輸送道路、一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路一覧……26
　3　ヘリコプター臨時離発着場一覧……26
　4　狭山市優先除雪道路図……27
第5　避難場所等……28
　1　指定緊急避難場所一覧……28
　2　指定避難所一覧……29
　3　指定福祉避難所一覧……31
第6　物資等……32
　1　保有水量……32
　2　災害用給水井戸設置場所……32
　3　指定防災井戸一覧……33
　4　災害時井戸水供給協定事業所一覧表……35
第7　通信等……35
　1　狭山市防災行政無線（60Mhz 帯デジタル：同報系）概要……35
　2　狭山市防災行政無線（60Mhz 帯デジタル：同報系）施設設置一覧……36
　3　狭山市地域防災無線（260Mhz 帯デジタル：移動系）概要……38
　4　狭山市地域防災無線（260Mhz 帯デジタル：移動系）施設設置一覧……38
第8　医療救護……40
　1　市内後方医療機関……40
　2　県指定の災害拠点病院・災害時連携病院……43
　3　国立病院機構災害医療センター……44
第9　災害環境……45
　1　急傾斜地崩壊危険区域一覧……45
　2　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧……46
　3　浸水想定区域・土砂災害警戒警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧……47
第10　消防関係……49
　1　狭山市消防団……49
第11　航空機事故関係……53
　1　自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定……53
　2　航空事故等連絡会議規約……55

〔用語集〕

資料編

第1 総則

1 狭山市防災会議条例

昭和 39 年 6 月 26 日
条例第 21 号
〔注〕平成 11 年 3 月から改正経過を注記した。

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、狭山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成12年条例23号〕）

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（1） 狭山市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
（2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
（4） 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（一部改正〔平成24年条例42号〕）

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 指定地方行政機関の職員
（2） 埼玉県知事の部局の職員
（3） 埼玉県警察の警察官
（4） 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
（5） 埼玉西部消防組合の消防署長及び市の消防団長
（6） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
（7） 市職員

6 前項第 4 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（一部改正〔平成11年条例15号・14年33号・17年11号・24年42号〕）

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年6月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年6月23日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年9月28日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成11年3月19日条例第15号)

この条例は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附　則(平成12年3月31日条例第23号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成14年12月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年6月28日条例第11号)

1　この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

2　この条例の施行の際現に改正前の第 3 条第 5 項の規定により委員に任命し、又は指名されている者は、改正後の第 3 条第 5 項の規定により委員に委嘱し、又は任命された者とみなす。

附　則(平成24年12月19日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中狭山市防災会議条例第 3 条第 5 項第 5 号の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 狭山市防災基本条例

令和元年12月23日

条例第19号

日本各地において、地震による甚大な被害に加え、これまでに経験したことのないような大雨による甚大な被害に見舞われることが多くなってきています。

東日本大震災及び熊本地震においては、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況もあり、自助・共助の重要性が、認識されたところです。そのため、災害への対応については、公助のみならず、自助・共助による対応が欠かせないものとなっています。

こうしたことから、本市においても、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」及び行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があることから、それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組むために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、市民、事業者及び市の防災における責務及び役割を明らかにし、災害の予防対策、災害が発生した際の応急対策並びに復旧及び復興の対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域防災の充実及び強化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。

（2） 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

（3） 市民 市内に在住する者をいう。

（4） 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

（5） 自主防災組織 共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するために自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。

（6） 防災関係機関 埼玉県警察、埼玉西部消防組合その他防災対策を実施する埼玉県の関係機関及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。

（7） 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、自助・共助・公助の考え方に基づき、それぞれの責務と役割を果たすとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組まなければならない。

2 市民、事業者及び市は、本市の地域特性及び社会情勢を踏まえ、要配慮者をはじめとした多様な主体の視点を反映するとともに、災害による被害を最小化する減災の考え方を基本とし、防災対策に取り組まなければならない。

3 市民、事業者及び市は、防災に関する知識を習得し、災害から命を守る行動力を高め、及び助け合いの精神を育むことにより、災害時に備えるとともに、後世に時代の変化に合わせて、これらを継承していかなければならない。

（地域防災計画への反映）

第4条 狭山市防災会議(狭山市防災会議条例(昭和39年条例第21号)第1条に規定する防災会議をいう。)は、前条に規定する基本理念を狭山市地域防災計画に反映させなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自己及び家族の安全を確保するため、自ら災害に備えるよう努めるものとする。

2 市民は、相互に協力して防災対策に取り組むことができるよう、地域住民の良好な関係の形成に努めるも

のとする。
3　市民は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、事業者、学校等による防災対策に協力するものとする。
（事業者の責務）
第6条　事業者は、従業員、事業所への来所者及び周辺地域の住民の安全を確保し、生命を守るため、施設及び設備の安全管理に努めるものとする。
2　事業者は、災害による交通機関の停止により帰宅が困難になった者への対策及びその内容の従業員への周知に努めるものとする。
3　事業者は、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会の提供に努めるものとする。
4　事業者は、災害時において、事業活動を継続し、又は再開できる体制の整備に努めるものとする。
5　事業者は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、学校等による防災対策に協力するものとする。
（市の責務）
第7条　市は、防災に関する普及啓発活動を推進するものとする。
2　市は、防災対策を円滑に実施するために必要なデータの整備及び保全並びにバックアップ体制の整備を推進するものとする。
3　市は、防災対策を円滑に実施するために必要な体制の整備及び強化を図るものとする。
4　市は、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した防災対策を推進するものとする。
第2章　防災を担う人づくりの推進
（防災に関する知識の習得等）
第8条　市民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行うよう努めるものとする。
2　市は、防災に関する教育及び防災訓練を充実させていくものとする。
3　市は、地域の防災活動を支える防災リーダーとなる人材の育成に取り組むものとする。
4　市は、災害発生時に迅速かつ的確に災害対応を実施できるよう、研修及び訓練により市職員の防災に関する知識及び技術の習得に努め、防災意識の向上を図るものとする。
第3章　災害への備え
（市民の備え）
第9条　市民は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。
（1）家族等の安否確認の手段の取決め
（2）災害情報の入手手段の確保
（3）避難場所、避難経路及び避難方法の確認
（4）3日分以上の食料及び飲料の確保
（5）非常持出品の準備
（6）家具等の転倒防止及び落下防止の対策
（7）自宅の耐震性の確保
（8）その他災害に必要な備え
（事業者の備え）
第10条　事業者は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。
（1）従業員の安否確認の手段の確保
（2）災害情報の入手手段の確保
（3）避難場所、避難経路及び避難方法の確認
（4）3日分以上の食料及び飲料の確保
（5）事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策
（6）施設の耐震性の確保
（7）その他災害に必要な備え
（市の備え）
第11条　市は、情報の収集及び伝達体制の整備及び充実、備蓄体制の充実及び強化、応援の受入体制の整備、公共施設の耐震化その他の災害に備えるために必要な施策に取り組むものとする。

第4章　災害に強い地域づくり

（自主防災組織の結成及び充実）

第12条　市民は、共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うことを目的に、自主防災組織の結成及び充実に努めるものとする。

2　市は、自主防災組織の結成及び充実のため、積極的な支援及び協力を行うものとする。

（自主防災組織のネットワークづくり）

第13条　自主防災組織は、平常時からつながりを持ち、それぞれの有する防災に関する知識、経験等を共有するとともに、平常時及び災害時において、相互に連携し、効果的な活動を行うことができるよう、組織のネットワークづくりに取り組むものとする。

2　市は、自主防災組織のネットワークづくりに積極的な支援及び協力を行うものとする。

（防災のための地域の連携）

第14条　自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、災害時の応急対応において相互に連携するために、平常時からつながりを持つことに取り組むものとする。

2　自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画の作成に取り組むものとする。

3　市は、前2項の規定による取組に積極的な支援及び協力を行うものとする。

第5章　災害応急対策

（市民及び事業者の災害応急対策）

第15条　市民及び事業者は、災害時において、生命、身体及び財産を守るため相互に連携し、次に掲げる事項に取り組むものとする。

（1）災害時の正しい情報の収集、共有及び発信

（2）出火の防止及び初期消火活動

（3）負傷者の救出、救護及び搬送

（4）近隣住民の避難支援

（5）市と連携した避難所の運営

（6）市と連携した炊き出し等の給食及び給水の活動

（7）その他必要な災害応急対策

（市の災害応急対策）

第16条　市は、災害時において、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した災害応急対策に取り組むものとする。

第6章　要配慮者への支援

（市民及び事業者による支援）

第17条　市民は、平常時から地域の要配慮者を把握するとともに、顔の見える関係を築くことに努め、災害時においては、避難することが困難な要配慮者の支援に努めるものとする。

2　事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

（市の支援）

第18条　市は、災害時において、要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から支援体制の整備を進めるものとする。

2　市は、地域における連携及び協力を促し、自助・共助・公助の役割に基づく要配慮者の支援対策を行うものとする。

第7章　復旧及び復興の対策

（市民の復旧及び復興の対策）

第19条　市民は、災害時において、相互に協力し、速やかに自らの生活の再建を図るとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の復旧及び復興の対策）

第20条　事業者は、災害時において、市民生活の安定化に資するため、事業の継続又は速やかな再開に努めるとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

（市の復旧及び復興の対策）

第21条　市は、災害時において、市民生活が再建し、並びに事業者の事業が継続し、及び速やかに再開されるよう、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関、ボランティア等と連携し、計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。

第8章　他の地方公共団体への支援

第22条　市は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生した場合において、支援が必要と認めるときは、被災した地方公共団体に必要な支援を行うものとする。

2　市民及び事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

第9章　雑則

（委任）

第23条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第2 防災体制

1 狭山市災害対策本部条例

昭和39年6月26日
条例第20号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき狭山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成9年条例11号・24年42号〕）

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部に災害予防及び災害応急対策を実施するため、部を置く。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（一部改正〔平成9年条例11号〕）

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（追加〔平成9年条例11号〕）

（雑則）

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（一部改正〔平成9年条例11号〕）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年6月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

2 狭山市災害対策本部要綱

昭和58年7月27日
告示第125号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、狭山市災害対策本部条例（昭和39年条例第20号）第5条の規定に基づき、狭山市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び組織並びに運営に関し定めるとともに、災害対策活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成20年告示70号〕）

（職員の責務）

第2条 すべて市の職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

第2章 本部

（設置及び閉鎖）

第3条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定による狭山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、その必要を認めたときに市長が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するものとする。

（一部改正〔平成20年告示70号〕）

（本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部付）

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもつて充てる。

（1） 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 市長

（2） 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長及び教育長

（3） 災害対策本部長付（以下「本部長付」という。） 危機管理監

（4） 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 狭山市行政組織条例（昭和55年条例第21号）に規定する部の長並びに議会事務局長、生涯学習部長、学校教育部長及び本部長が指名する者

（5） 災害対策本部付（以下「本部付」という。） 秘書課長、広報課長及び危機管理課長

2 本部長の職務を代理する副本部長の順位については、次のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

（一部改正〔平成11年告示151号・15年117号・17年221号・19年67号・29年241号〕）

（本部長付及び本部付の職務）

第5条 本部長付は、災害に関する情報の全体的な集約を行うとともに、災害に対する応急対策及び復旧対策の立案並びに総合調整等の事務に従事する。

2 本部付は、本部の各部との連絡並びに本部の各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

（一部改正〔平成29年告示241号〕）

（本部会議）

第6条 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部付で構成する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

（一部改正〔平成29年告示241号〕）

第3章 本部の部及び現地災害対策本部

（本部の部の組織、職制及び分担業務）

第7条 災害予防及び災害応急対策の業務を実施させるため、本部に別表第1に掲げる部を置き、それぞれ当該部に班を置き、同表に掲げる業務を分担させるものとする。

2 本部の部に部長、班に班長を置き、それぞれ別表第1の部長及び班長の欄に掲げる者をもつて充てる。

3 班員は、本部長が指名する者をもつて充てる。

4　本部の部長は、本部長の命を受け、当該部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
5　班長は、当該部長の命を受け、班の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
6　本部の部長は、必要があると認めるときは、当該部に部付を置き、部長を補佐させることができる。
（一部改正〔平成11年告示151号〕）
（現地災害対策本部の設置）
第8条　現地災害対策本部（第10条及び第15条において「現地本部」という。）は、非常災害又は激じんな災害が発生した場合において、災害応急対策の円滑な遂行を期するため本部長が必要と認めるときに設置する。
（一部改正〔平成11年告示151号・29年241号〕）
（現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員）
第9条　現地災害対策本部長（次条において「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもつて充てる。
（一部改正〔平成29年告示241号〕）
（現地本部の所掌事務）
第10条　現地本部は、次に掲げる事務を所掌する。
（1）災害地における応急対策の実施
（2）本部への応急対策の実施状況等の報告
（3）災害地における関係機関との連絡調整
（4）その他現地本部の役割を果たすために必要な事務
2　前項に定めるもののほか、現地本部の運営に関し必要な事項は、現地本部長が定める。
第4章　災害対策活動
（災害警戒本部の設置及び閉鎖）
第10条の2　市長は、地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めたときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することができる。
2　警戒本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するものとする。
（追加〔平成20年告示70号〕）
（警戒本部の組織）
第10条の3　警戒本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもつて充てる。
（1）災害警戒本部長　市長
（2）災害警戒副本部長　副市長及び教育長
（3）災害警戒本部長付　危機管理監
（4）災害警戒本部員　都市建設部長
（追加〔平成20年告示70号〕、一部改正〔平成29年告示241号〕）
（体制の種別及び配備区分）
第11条　災害対策の活動に当たつてのとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。
（1）警戒体制（本部を設置しないで災害警戒本部をもつて警戒に当たる態勢）
ア　第1配備　災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を主務として活動する態勢
イ　第2配備　軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常態勢の実施に備えて活動する態勢
（2）非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する態勢）
ア　第1配備　相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように職員を配備して活動する態勢
イ　第2配備　激じんな災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する態勢
（一部改正〔平成11年告示151号〕）
（動員計画）
第12条　職員の動員計画については、危機管理監が前条の体制の種別及び配備区分ごとに、別表第2に掲げ

る基準に従つて、別に定めるものとする。
2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して作成するものとする。
（一部改正〔平成11年告示151号・29年241号〕）
（応援の要請）
第13条 本部の部長は、配備された職員をもつては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。
第5章 雑則
（情報の収集及び報告）
第14条 本部の部長は、災害に関する情報を自ら、又は関係機関を通じて収集し、本部長が別に定めるところにより、これを本部長に遅滞なく報告するものとする。
（被服等及び標旗）
第15条 本部及び現地本部の職員が使用する被服等については、別に定める。
2 本部の自動車は、別表第3に定める標旗を使用するものとする。
（一部改正〔平成11年告示151号〕）
（委任）
第16条 この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
附 則
1 この告示は、昭和58年8月1日から施行する。
2 警戒体制の場合において、第14条中「本部の部長」とあるのは「部長」と、「本部長に遅滞なく」とあるのは「市長に遅滞なく」と読み替えるものとする。
附 則(平成元年6月26日告示第107号)
この告示は、公布の日から施行する。
附 則(平成2年6月6日告示第93号)
この告示は、公布の日から施行する。
附 則(平成5年2月8日告示第25号)
この告示は、公布の日から施行する。
附 則(平成9年7月9日告示第108号)
この告示は、公布の日から施行する。
附 則(平成11年7月22日告示第151号)
この告示は、公布の日から施行する。
附 則(平成15年5月27日告示第117号)
この告示は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年9月30日告示第221号)
この告示は、平成17年10月1日から施行する。
附 則(平成19年3月30日告示第67号)
この告示は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成20年3月31日告示第70号)
この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成21年3月31日告示第72号)
この告示は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成22年1月4日告示第1号)
この告示は、公布の日から施行する。
附 則(平成23年4月14日告示第128号)
この告示は、公布の日から施行する。
附 則(平成29年9月7日告示第241号)
この告示は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年3月30日告示第89号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1第3項の表、第5項の表及び第8項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年4月6日告示第90号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第7条関係)

(全部改正〔平成29年告示241号〕、一部改正〔令和2年告示89号・4年90号〕)

1　統括部

部長	班名	班長	分担業務
危機管理監	危機管理班	危機管理課長	(1)　本部に関すること。 (2)　関係機関との調整に関すること。 (3)　被害状況の集計に関すること。 (4)　本部指令に関すること。 (5)　自衛隊、警察派遣部隊等の受入体制の整備に関すること。 (6)　関係機関への応援要請に関すること。 (7)　備蓄倉庫の管理に関すること。 (8)　他課に属さない事項に関すること。

2　広報財務部(企画財政部)

部長	班名	班長	分担業務
企画財政部長	秘書班	秘書課長	(1)　正副本部長の秘書に関すること。 (2)　被災地の見舞い及び視察に関すること。
	広報班	広報課長	(1)　災害広報に関すること。 (2)　報道機関との調整に関すること。 (3)　災害記録写真に関すること。 (4)　災害相談に関すること。 (5)　陳情書等の作成に関すること。
	企画班	企画課長	(1)　部の庶務に関すること。 (2)　緊急救助隊に関すること。
	行政経営班	行政経営課長	(1)　緊急救助隊に関すること。 (2)　部内の応援に関すること。
	財政班	財政課長	(1)　緊急救助隊に関すること。 (2)　財政金融措置に関すること。 (3)　災害予算の編成及び執行管理に関すること。
	基地対策班	基地対策課長	(1)　入間基地との調整に関すること。 (2)　自衛隊等派遣部隊の受入体制の整備に関すること。
	情報政策班	情報政策課長	(1)　基幹系システムに関すること。 (2)　情報通信復旧に関すること。

3　総務調達部(総務部)

部長	班名	班長	分担業務
総務部長	総務班	総務課長	(1)　部の庶務に関すること。 (2)　緊急救助隊に関すること。

	職員班	職員課長	（1） 応援職員の受入れに関すること。 （2） 職員の勤務に関すること。 （3） 緊急救助隊の編成に関すること。
	契約検査班	契約検査課長	（1） 緊急救助隊に関すること。 （2） 物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること。 （3） 食料等支援物資の調達及び受入れ、仕分け、配給調整並びに搬送の総括に関すること。
	財産管理班	財産管理課長	（1） 本庁舎の設備の機能確保に関すること。 （2） 市有財産被害調査に関すること。 （3） 公用車両の出庫に関すること。
	公共施設管理班	公共施設管理課長	（1） 市有施設の応急修理に関すること。 （2） 住宅関係障害物の除去等災害復旧業務に関すること。 （3） 罹災住宅の応急修理に関すること。
	市民税班	市民税課長	（1） 緊急救助隊に関すること。 （2） 市民税等の減免等に関すること。
	資産税班	資産税課長	（1） 緊急救助隊に関すること。 （2） 一般住宅の被害調査に関すること。 （3） 固定資産税等の減免等に関すること。
	収税班	収税課長	（1） 緊急救助隊に関すること。 （2） 市税の徴収猶予等に関すること。

4 市民部(市民部)

部長	班名	班長	分担業務
市民部長	自治文化班	自治文化課長	（1） 部の庶務に関すること。 （2） コールセンターに関すること。 （3） 緊急救助隊に関すること。 （4） 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。
	市民相談班	市民相談課長	（1） 避難所等での男女共同参画に関すること。 （2） コールセンターに関すること。 （3） 緊急救助隊に関すること。
	市民班	市民課長	（1） 安否情報の収集、照会対応に関すること。 （2） 埋火葬許可に関すること。 （3） 罹災証明書に関すること。 （4） 緊急救助隊に関すること。 （5） 帰宅困難者受入れ施設等の設置に関すること。
	交通防犯班	交通防犯課長	（1） 災害時の交通対策に関すること。 （2） 災害時の防犯対策に関すること。 （3） コールセンターに関すること。 （4） 緊急救助隊に関すること。

5 環境経済部(環境経済部)

部長	班名	班長	分担業務
環境経済部長	環境班	環境課長	（1） 部の庶務に関すること。 （2） 被災地の環境衛生に関すること。

			（3） 愛玩動物等に関すること。 （4） 消毒及び防疫活動に関すること。 （5） 緊急救助隊に関すること。
	資源循環推進班	資源循環推進課長	（1） 関係機関への支援要請に関すること。 （2） 仮設トイレの支援要請に関すること。 （3） 部内の応援に関すること。
	奥富環境センター班	奥富環境センター所長	（1） ごみ・し尿・災害廃棄物処理に関すること。
	稲荷山環境センター班	稲荷山環境センター所長	（1） ごみ・災害廃棄物処理に関すること。
	産業振興班	産業振興課長	（1） 緊急救助隊に関すること。 （2） 企業の被害調査に関すること。
	商業観光班	商業観光課長	（1） 緊急救助隊に関すること。 （2） 商業者の被害調査に関すること。 （3） 災害金融制度に関すること。
	農業振興班	農業振興課長	（1） 農業協同組合との調整に関すること。 （2） 農産物被害調査に関すること。 （3） 営農資金貸付制度に関すること。 （4） 緊急救助隊に関すること。

6 福祉部(福祉部)

部長	班名	班長	分担業務
福祉部長	福祉政策班	福祉政策課長	（1） 部の庶務に関すること。 （2） 社会福祉施設に関すること。 （3） 災害救助法の適用に関すること。 （4） 日赤、社協等との調整に関すること。 （5） ボランティアに関すること。 （6） 義援金品に関すること。 （7） 被災者生活再建支援に関すること
	生活福祉班	生活福祉課長	（1） 緊急救助隊に関すること。 （2） 遺体に関すること。
	障がい者福祉班	障がい者福祉課長	（1） 障害者の支援及び情報提供に関すること。 （2） 緊急救助隊に関すること。 （3） 福祉避難所に関すること。
	高齢者支援班	高齢者支援課長	（1） 高齢者の支援及び情報提供に関すること。 （2） 福祉避難所に関すること。

7 こども支援部(こども支援部)

部長	班名	班長	分担業務
こども支援部長	こども政策班	こども政策課長	（1） 部の庶務に関すること。 （2） 緊急救助隊に関すること。
	こども支援班	こども支援課長	（1） 緊急救助隊に関すること。
	保育幼稚園班	保育幼稚園課	（1） 保育所の被害状況調査に関すること。

		長	（2） 臨時保育に関すること。 （3） 緊急救助隊に関すること。
	青少年班	青少年課長	（1） 学童保育室児童の安否に関すること。 （2） 学童保育室の再開に関すること。 （3） 緊急救助隊に関すること。

8 健康推進部(健康推進部)

部長	班名	班長	分担業務
健康推進部長	介護保険班	介護保険課長	（1） 部の庶務に関すること。 （2） 緊急救助隊に関すること。 （3） 福祉避難所に関すること。
	保険年金班	保険年金課長	（1） 緊急救助隊に関すること。 （2） 国民健康保険税の減免に関すること。 （3） 国民年金保険料の免除に関すること。
	健康づくり支援班	健康づくり支援課長	（1） 医療救護活動に関すること。 （2） 県(狭山保健所を含む)との連絡調整に関すること。 （3） 医師会等との連絡調整に関すること。 （4） 医薬品等の確保及び調整に関すること。 （5） 感染症の拡大防止に関すること。
	保健センター班	保健センター所長	（1） 保健活動に関すること。 （2） 被災者等の医療、助産、健康及び衛生に関すること。 （3） 被災者等の健康及び衛生に関すること。

9 都市建設部(都市建設部)

部長	班名	班長	分担業務
都市建設部長	建設総務班	建設総務課長	（1） 部の庶務に関すること。 （2） 応急対策に従事する職員の就労計画に関すること。 （3） 建設団体等との調整に関すること。
	都市計画班	都市計画課長	（1） 統括部危機管理班の業務支援に関すること。
	市街地整備班	市街地整備課長	（1） 市営住宅の被害調査に関すること。 （2） 既存住宅の活用に関すること。 （3） 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。
	道路整備班	道路整備課長	（1） 部内の応援に関すること。
	道路維持班	道路維持課長	（1） 土木施設の被害状況調査に関すること。 （2） 土木施設の復旧対策に関すること。 （3） 資機材の確保、搬送に関すること。
	開発審査班	開発審査課長	（1） 被災宅地危険度判定に関すること。
	建築審査班	建築審査課長	（1） 応急危険度判定に関すること。
	みどり公園班	みどり公園課長	（1） 公園等施設の被害状況調査に関すること。 （2） 公園等施設の復旧対策に関すること

10 上下水道部(上下水道部)

部長	班名	班長	分担業務
上下水道部長	経営班	経営課長	(1) 部の庶務に関すること。
	水道施設班	水道施設課長	(1) 上水道施設の被害状況調査に関すること。 (2) 応急給水に関すること。 (3) 上水道施設の復旧対策に関すること。 (4) 関係団体との調整に関すること。 (5) 飲料水及び生活用水の確保に関すること
	下水道施設班	下水道施設課長	(1) 下水道施設の被害状況調査に関すること。 (2) 下水道施設の復旧対策に関すること。 (3) 関係団体との調整に関すること。

11 生涯学習部(生涯学習部)

部長	班名	班長	分担業務
生涯学習部長	教育総務班	教育総務課長	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 教材備蓄品等の調達に関すること。 (3) 小中学校の被害状況調査に関すること (4) 小中学校の校舎等の管理に関すること
	教育施設管理班	教育施設管理課長	(1) 小中学校の被害状況調査に関すること。 (2) 教育施設の応急修理に関すること。
	社会教育班	社会教育課長	(1) 文化財の被害調査に関すること。 (2) 緊急救助隊に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課長	(1) 緊急救助隊に関すること。

12 学校教育部(学校教育部)

部長	班名	班長	分担業務
学校教育部長	教育指導班	教育指導課長	(1) 児童及び生徒の安否確認に関すること。 (2) 小中学校の校舎等の被害調査及び管理に関すること。 (3) 小中学校の再開に関すること。
	学務班	学務課長	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 園児の安否に関すること。 (3) 市立幼稚園の園舎等の被害調査及び管理に関すること。 (4) 市立幼稚園の再開に関すること。
	学校給食班	入間川学校給食センター所長	(1) 炊き出し及び応急給食に関すること。

13 協力部(その他事務局)

部長	班名	班長	分担業務
議会事務局長	第1協力班	議会事務局次長	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 緊急救助隊に関すること。 (3) 市議会との連絡調整に関すること

	第2協力班	会計管理者	（1） 緊急救助隊に関すること。
	第3協力班	選挙管理委員会事務局長	（1） 緊急救助隊に関すること。
	第4協力班	監査委員事務局長	（1） 緊急救助隊に関すること。
	第5協力班	農業委員会事務局長	（1） 緊急救助隊に関すること。

14 現地災害対策本部

部長	班名	班長	分担業務
現地災害対策本部長	総務班	現地災害対策本部長が指名する者	（1） 現地災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること。 （2） 被災状況の把握及び当該報告に関すること。 （3） 情報の収集及び広報に関すること。 （4） けが人等の救出、救護及び搬送に関すること。
	避難所班	現地災害対策本部長が指名する者	（1） 避難所の開設及び閉鎖に関すること。 （2） 小型備蓄倉庫の管理に関すること。 （3） 避難所運営会議に係る事務に関すること。

別表第2（第12条関係）

（全部改正〔平成29年告示241号〕、一部改正〔令和2年告示89号・4年90号〕）

1 警戒体制

分担業務	責任者	班名	課名	第1配備	第2配備
広報業務担当	広報課長	1班	広報課	2人	2人
		2班	企画課	1人	1人
管理業務担当	職員課長	1班	財産管理課	1人	2人
		2班	職員課 総務課	1人 1人	3人 1人
統括業務担当	危機管理課長	1班	危機管理課	全職員	全職員
			交通防犯課	全職員	全職員
			自治文化課	1人	2人
			市民相談課	1人	2人
			福祉政策課	1人	1人
			高齢者支援課	1人	1人
		2班	市民課	2人	4人
			市民税課	1人	2人
			資産税課	1人	2人
			収税課	1人	2人
			産業振興課	1人	1人
			商業観光課	1人	1人
			農業振興課	1人	2人
			教育総務課	1人	2人

			教育指導課	1人	2人
			その他事務局	1人	4人
応急業務担当	建設総務課長	第1班	建設総務課	4人	全職員
			都市計画課	1人	2人
			市街地整備課	3人	9人
			道路整備課	1人	2人
			道路維持課	6人	全職員
			開発審査課	1人	3人
			建築審査課	1人	5人
			みどり公園課	2人	2人
	経営課長	第2班	経営課	1人	4人
			水道施設課	1人	4人
			下水道施設課	1人	4人
各地区担当	各地区センター所長及び地域交流センター所長		各地区センター及び地域交流センター	各1人	各2人

2　非常体制

部名	第1配備	第2配備
統括部	管理職、主査職及び市内に居住する職員	全職員
広報財務部		
総務調達部		
市民部		
環境経済部		
福祉部		
こども支援部		
健康推進部		
都市建設部		
上下水道部		
生涯学習部		
学校教育部		
協力部		
現地災害対策本部	全職員	

別表第3（第15条関係）

（一部改正〔平成11年告示151号〕）

標　　旗

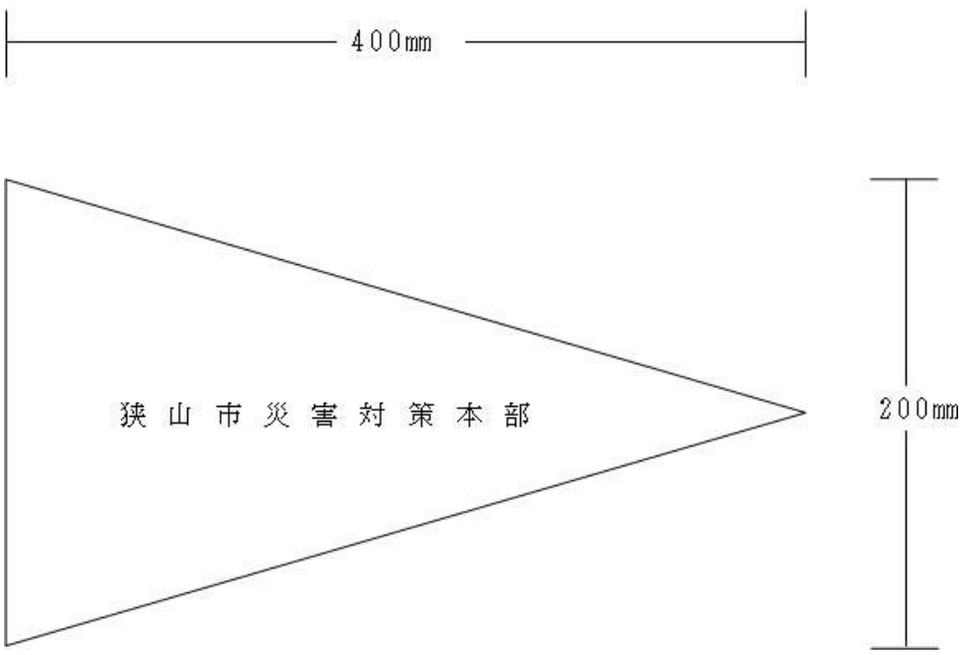

備考 赤地に白抜きとする。

3 自主防災組織一覧

令和7年7月1日現在

No	地区名	結成年月日	自治会名	No	地区名	結成年月日	自治会名
1	入間川地区	平成8年4月7日	富士見二	49		平成7年11月1日	青下
2		平成9年4月1日	鵜ノ木第二	50		平成7年11月1日	青中
3		平成9年6月1日	御幸一	51		平成7年11月1日	青丸
4		平成10年6月1日	菅二	52		平成7年11月1日	加佐志
5		平成11年1月1日	鵜ノ木第三	53		平成7年12月1日	新狭山ハイツ
6		平成11年4月1日	鵜ノ木第一	54	奥富地区	平成20年8月20	西部
7		平成11年9月1日	本町	55		平成21年3月1日	東部
8		平成13年4月1日	東急入間川	56		平成24年8月1日	前田
9		平成14年3月20日	菅三	57		平成25年9月1日	大芦
10		平成14年4月13日	本町二	58		平成26年5月1日	西方
11		平成14年5月31日	祇園	59		平成26年6月1日	吹上
12		平成14年6月1日	菅一	60	柏原地区	平成7年12月1日	柏原第二区
13		平成14年11月1日	下諏訪	61		平成7年12月25日	柏原第四区
14		平成14年12月12日	鵜ノ木第六	62		平成8年1月14日	柏原第五区
15		平成16年3月15日	コート狭山台	63		平成8年4月1日	柏原第三区
16		平成16年3月19日	本町一	64		平成8年4月10日	柏原第一区
17		平成16年7月1日	鵜ノ木第七	65		平成10年7月1日	柏原第六区
18		平成17年9月1日	富士見一	66		平成12年6月24日	柏原第八区
19		平成22年4月17日	子の神	67		平成16年3月31日	柏原第七区
20		平成21年3月30日	ﾊﾟｲﾛｯﾄﾊｳｽ狭山台	68	水富地区	平成9年4月1日	宮地
21		平成24年9月1日	御幸二	69		平成9年4月1日	奥州道
22		平成25年12月1日	平野台	70		平成9年4月1日	第三区
23		平成26年4月1日	旭町	71		平成9年4月1日	第十区
24		令和6年6月5日	峰	72		平成9年4月1日	つつじ野
25		平成18年5月2日	上窪マーガレット	73		平成9年4月6日	下広瀬団地
26	入曽地区	平成8年2月1日	若葉台	74		平成9年5月1日	第一区
27		平成8年10月1日	武蔵	75		平成9年5月1日	第二区
28		平成8年12月1日	御狩場	76		平成9年5月11日	金井
29		平成9年4月1日	ﾌﾗﾜｰﾋﾙ狭山	77		平成9年5月17日	第八区
30		平成10年6月1日	中原	78		平成9年6月1日	第五区
31		平成12年1月18日	ｶﾞｰﾃﾞﾝｼﾃｨｰ狭山	79		平成9年7月7日	グリーンハイツ
32		平成14年3月24日	松風	80		平成11年4月1日	霞町
33		平成16年4月4日	三葉台	81		平成11年8月1日	日生さやま台
34		平成18年4月22日	第九区	82		平成12年3月1日	根山
35		平成18年9月1日	東急台	83		平成13年4月14日	第七区
36		令和3年4月1日	水押	84		平成13年11月30日	下仲居
37	堀兼地区	平成7年8月1日	堀中	85		平成14年8月28日	第六区
38		平成7年8月1日	青新	86	新狭山地区	平成8年4月1日	新狭山二丁目
39		平成7年8月10日	堀上	87		平成20年4月27日	新狭山三丁目
40		平成7年9月2日	中新田	88	狭山台地区	平成8年5月1日	狭山台四丁目西
41		平成7年9月30日	ｼｬﾙﾏﾝｺｰﾎﾟ狭山	89		平成11年1月1日	狭山台第二住宅
42		平成7年10月1日	西部団地	90		平成12年3月11日	狭山台一丁目
43		平成7年10月1日	つつじ苑	91		平成14年3月17日	狭山台団地二街区
44		平成7年10月5日	東三ツ木	92		平成15年1月19日	狭山台二丁目
45		平成7年10月18日	堀下	93		平成15年12月1日	狭山台四丁目東

46		平成7年10月25日	堀向	94		平成16年12月1日	狭山台団地
47		平成7年10月5日	上赤坂	95		平成20年4月1日	西武狭山台ハイツ
48		平成7年11月1日	原	96		平成26年6月1日	狭山台中央

第3 応援協力

1 災害時応援協定一覧

（令和7年7月7日現在）

No.	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
1	所沢市	平成７年９月28日 ダイアプラン構成市で締結 平成29年３月７日 日高市も加えて改めて五市で締結	大規模災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
2	入間市			
3	飯能市			
4	日高市			
5	東京都小平市	平成８年１月19日	災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
6	神奈川県厚木市	平成８年７月24日	災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
7	新潟県津南町	平成10年４月16日	大規模災害時における友好交流都市相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
8	埼玉県内全市町村	平成19年５月１日	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
9	国土交通省関東地方整備局	平成23年４月１日	災害時の情報交換に関する協定	災害時の情報交換、情報連絡員の派遣
10	一般社団法人狭山市医師会	平成10年７月21日	災害時の医療救護活動についての協定	医療班の派遣及び医療救護活動等
11	狭山市歯科医師会			歯科医療班の派遣及び歯科医療活動等
12	狭山市薬剤師会			医薬品等の供給、薬剤師班の派遣等
13	狭山市柔道整復師会			柔道整復師班の派遣及び応急処置等
14	㈱コーセー 狭山事業所	平成８年７月18日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
15	シチズンマイクロ㈱			
16	柳河精機㈱ 狭山工場			
17	㈱山本製作所 入間川事業所			
18	エース工業㈱	平成８年８月22日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
19	社団法人東京ゴルフ倶楽部			
20	Honda Cars 埼玉グロス狭山センター			
21	㈱鷺宮製作所 狭山事業所			
22	味の一醸造㈱	平成８年８月22日	災害時における応援協力に関する協定	井戸水の供給、各種給水容器の提供
23	㈱サンワ 狭山工場	平成８年10月14日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
24	㈱武蔵カントリー倶楽部笹井コース	平成８年10月16日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
25	埼玉第一交通グループ	平成８年12月12日	災害時情報連絡活動協力に関する協定	情報収集・伝達
26	狭山市食品衛生協会	平成９年１月27日	災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定	保存食糧の供給、炊き出しへの協力等
27	㈱セレスポ	平成29年４月１日	震災時における緊急設備支援に関する協定	テント等の資材の提供

No.	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
28	日本郵便㈱ 狭山郵便局	平成９年５月12日	災害時における狭山市と狭山郵便局の協力に関する覚書	避難所への臨時郵便差出箱の設置等
29	狭山ケーブルテレビ㈱	平成11年１月13日	災害時における放送要請に関する協定	緊急放送の実施
30	埼玉県トラック協会いるまの支部 （事務局：埼九運輸(株)）	平成11年１月17日	災害時における人員、物資等の輸送に関する協定	人員、物資等の緊急輸送
31	㈱ヤオコー	平成13年３月22日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	物資の供給
32	㈱マルエツ			
33	いるま野農業協同組合			
34	コカ・コーライーストジャパン㈱	平成17年７月21日	災害時における応援協力に関する協定	飲料水の供給 販売機内在庫製品の無償提供 等
35	狭山市建設業協同組合	平成18年８月18日	災害時における応急措置に関する協定	道路、河川、上下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去
36	狭山市建設安全協力会			
37	狭山市建設業組合			
38	狭山市管工事業協同組合			
39	狭山造園組合			
40	東京電力パワーグリッド㈱ 志木支社	平成22年３月16日	大規模災害時における電力復旧に関する協定	電力復旧活動
41	埼玉県電気工事工業組合	平成22年３月16日	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	電気設備等の復旧活動等
42	自動車振興会健康保険組合	平成24年１月１日	災害時における応援協力に関する協定	災害時の狭山体育園の使用
43	（一社）全国霊柩自動車協会 埼玉県霊柩自動車協会	平成25年５月２日	災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定	霊柩車及び棺等葬祭用品の供給
44	埼玉葬祭業協同組合			
45	㈱伊藤園	平成26年３月12日	災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定	飲料水の提供
46	埼玉土建一般労働組合狭山支部	平成27年３月23日	災害時における応急対策に関する協定	倒壊建物等からの救出救援活動等
47	㈱ジェイテクト 狭山工場	平成27年11月18日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
48	生活協同組合コープみらい	平成27年12月16日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	物資の供給
49	（一社）埼玉建築士会入間第一支部狭山部会	平成 27 年 12 月 24 日	狭山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	応急危険度判定の協力
50	イオンリテール㈱ 北関東・新潟カンパニー イオン狭山店	平成28年１月５日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	物資の供給
51	シダックス大新東ヒューマンサービス㈱	平成28年２月12日	災害時における避難所炊き出し業務協力に関する協定	炊き出し及び炊き出し食料の避難所への配送
52	埼玉県石油業協同組合狭山支部 （埼玉石油業協同組合）	平成28年３月１日	災害時等のガソリン等燃料の優先供給に関する協定	燃料の優先供給
53	埼玉県石油商業組合狭山支部			
54	Ｊパックス㈱	平成28年５月11日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	段ボール製簡易ベッド等の調達及び避難所等への搬送
55	セッツカートン㈱			

No.	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
56	埼玉土地家屋調査士会	平成28年9月28日	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	家屋被害認定調査の協力等
57	ヒラオカ石油㈱	平成28年12月13日	災害時における燃料の供給に関する協定	燃料の供給
58	㈱ロッテ	平成29年1月19日	災害時における菓子類の供給協力に関する協定	菓子類の供給
59	埼玉県行政書士会	平成30年3月13日	災害時における被災者支援に関する協定	被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談
60	一般社団法人埼玉県LPガス協会西武支部	平成30年3月29日	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	避難所等にLPガス等の優先供給を受ける
61	ヤフー株式会社	平成31年1月31日	災害に係る情報発信等に関する協定	狭山市が市民に対して必要な情報を「Yahoo!防災速報」等活用して提供する
62	埼玉司法書士会	平成31年2月14日	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	司法書士が関与できる被災者等の相談を無料で行う
63	ムサシ王子コンテナー株式会社	令和2年8月20日	災害発生時におけるダンボール 製品の調達に関する協定書	避難所の設営等に必要なダンボールベッドなどの物資について支援を受ける
64	株式会社オータ	令和3年7月21日	災害時における施設の使用に関する協定書	災害発生時等避難を要する場合、施設を市民等に使用させる
65	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	令和4年2月10日	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	災害ボランティアセンターの設置・運営等
66	株式会社ふくしま	令和4年8月5日	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	食料品及び市が実施する炊き出し用食材の提供
67	あけぼのサービス株式会社	令和4年9月22日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
68	株式会社まごころネット	令和4年10月27日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
69	日本電波工業株式会社狭山事業所 栄光産業株式会社（バス運行委託会社）	令和4年11月11日	災害時における避難行動要支援者の輸送の協力に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
70	株式会社鷺宮製作所狭山事業所	令和4年11月15日	災害時における避難行動要支援者の輸送の協力に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
71	介護タクシー　大みかん	令和4年12月8日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援

No.	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
72	さやまキッチンカー協会	令和４年12月23日	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定	災害発生時に避難者に対して炊き出し等を実施
73	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合所沢西武支部	令和５年５月31日	災害時における施設利用の協力に関する協定	災害発生時に臨時的かつ一時的に開設する滞在施設として使用できる
74	株式会社アクティオ	令和５年12月18日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、レンタル機材の優先的な提供を受ける
75	株式会社ホンダカーズ埼玉西	令和７年２月７日	災害時における車両等の支援に関する協定	災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、車両。資機材の支援を受ける
76	株式会社シンワ	令和７年７月７日	地域防災力向上のための防災訓練等への協力に関する協定書	防災訓練等への資機材の提供

第4　交通・輸送・災害復旧

1　狭山市緊急輸送道路図

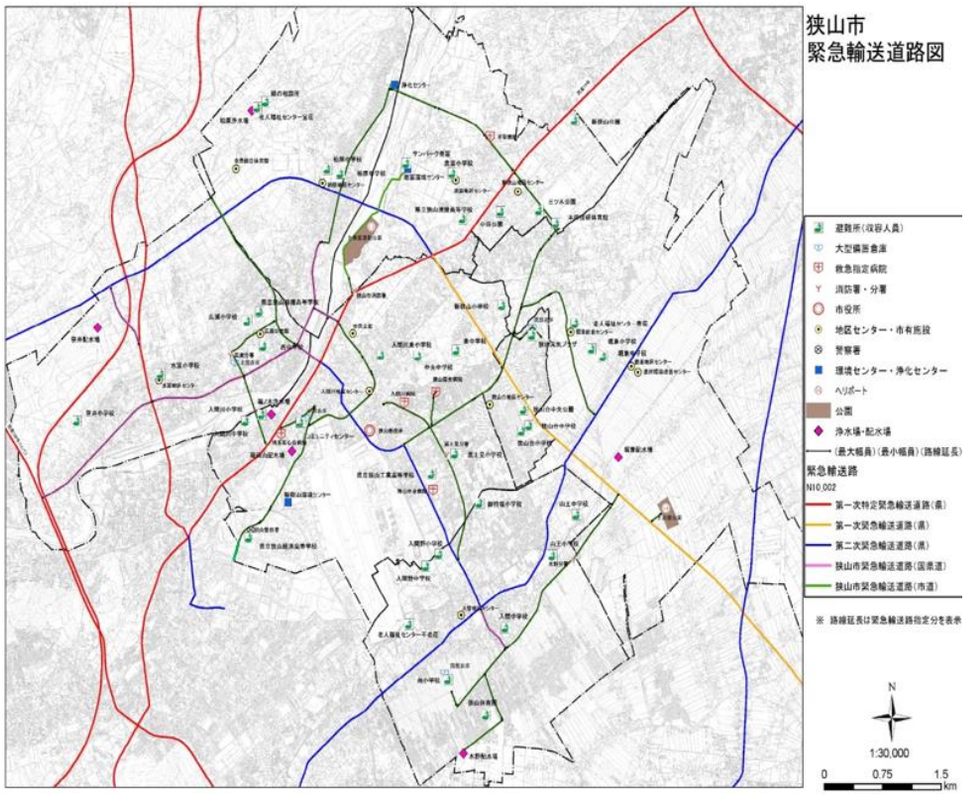

番号	地域	路線名	指定分延長(m)
1	水富	国道299号	1,787.00
2	柏原～水富	県道鯨井狭山線	1,225.00
3	柏原～入間川	県道笠幡狭山線	336.70
4	水富	県道日高狭山線	3,083.00
5	入曽	県道所沢狭山線	560.0
6	入間川	市道幹第3号線	425.90
7	入間川	市道幹第7号線	262.00
8	入間川	市道幹第9号線～ 市道A第787号線～ 市道幹第65号線	1,834.00
9	入間川	市道幹第10号線	940.50
10	入間川	市道幹第11号線	2,270.00
11	入曽	市道幹第15号線	884.70
12	入曽	市道幹第16号線	607.00
13	堀兼～入曽	市道幹第18号線	2,088.00
14	堀兼	市道幹第25号線	1,569.00
15	入間川～堀兼	市道幹第27号線	404.00
16	新狭山	市道幹第31号線	848.00
17	新狭山～堀兼	市道幹第32号線	147.20
18	水富～柏原	市道幹第41号線	2,016.00
19	堀兼	市道幹第48号線	157.00
20	狭山台～入間川	市道幹第51号線	924.30

番号	地域	路線名	指定分延長(m)
21	堀兼	市道幹第59号線	175.00
22	水富	市道幹第60号線	311.00
23	柏原	市道幹第62号線	2,012.00
24	堀兼	市道幹第66号線	663.60
25	堀兼	市道幹第69号線	305.20
26	奥富	市道幹第72号線	719.20
27	水富～入間川	市道幹第73号線	745.00
28	奥富	市道幹第74号線	522.13
29	柏原～奥富	市道幹第75号線	627.00
30	入間川	市道幹第82号線	261.12
31	入間川	市道幹第84号線	238.20
32	入間川	市道A第141号線	633.40
33	入間川	市道A第316号線	30.00
34	入間川	市道A第333号線	302.00
35	入間川	市道A第720号線	383.60
36	入曽	市道B第359号線	570.00
37	入曽	市道B第608号線	164.00
38	入曽	市道C第1169号線	154.80
39	奥富	市道D第157号線他	1,704.60
40	水富	市道F第584号線	756.00
41	狭山台	市道H第11号線	346.00
42	狭山台	市道H第82号線	90.00

2 県指定一次特定緊急輸送道路、一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路一覧

種別	管理者	道路種別	路線名	県指定区間	市内指定分延長(m)
①	国交省	直国	国道16号	入間市二本木(都境)～春日部市西金野井(千葉県境)	5,887
①	東日本高速	高速	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺(都境)～桶川北本IC	3,656
1	県	補国	国道299号バイパス	入間市小谷田(16号との交差点)～飯能市中山(299号との交差点)	1,224
1	県	補国	国道299号	入間市河原町(16号との交差点)～狭山市根岸(根岸交差点)	1,128
1	県	補国	国道407号	狭山市根岸(日高狭山線との交差点)～東松山市毛塚(高坂神社東交差点)	1,766
1	県	主要	川越所沢線	川越市新宿(16号との交差点)～所沢市元町(練馬所沢線との交差点)	1,080
1	県	主要	川越入間線	川越市今福(川越所沢線との交差点)～入間市宮寺(16号との交差点)	7,000
1	県	主要	所沢狭山線	狭山市南入曽(入曽交差点)～狭山市入間川(16号との交差点)	3,669
1	県	主要	東京狭山線	狭山市入間川(狭山環状道路起点)～狭山市柏原(狭山環状道路終点)	1,419
2	県	一般	所沢堀兼狭山線	所沢市松郷(松郷交差点)～狭山市入間川(狭山環状道路起点)	4,825
2	県	一般	馬引沢飯能線	飯能市東町(駅西側交差点)～狭山市根岸(日高狭山線との交差点)	222
2	県	一般	堀兼根岸線	狭山市柏原(狭山環状道路終点)～狭山市根岸(407号との交差点)	2,766
2	県	一般	日高狭山線	狭山市根岸(407号との交差点)～狭山市根岸(馬引沢飯能線との交差点)	458
2	市	市町村	市道幹第41号線	狭山市柏原371～狭山市柏原216-1	800
2	市	市町村	市道幹第65号線	狭山市稲荷山2丁目～狭山市稲荷山1丁目23(稲荷山公園)	800

種別①:一次特定緊急輸送道路　直国:国交省管理国道　高速:高速道路
種別1:一次緊急輸送道路　補国:県管理国道　主要:主要地方道
種別2:二次緊急輸送道路　一般:一般県道　市町村:市町村道

3 ヘリコプター臨時離発着場一覧

名称	上奥富運動公園	堀兼・上赤坂公園
所在地	上奥富999	堀兼2484-3
市役所からの距離	2km	4km
開設担当	緊急救助隊×1	緊急救助隊×1
誘導担当	埼玉西部消防組合、狭山消防署	埼玉西部消防組合、狭山消防署、水野分署
設営資材保管場所	狭山消防署	公園北側体育館小屋
保管資材	吹き流し×2、ポール×2、ロープ×2 設置台×1	吹き流し×1、ポール×1、ロープ×1 設置台×1

4 狭山市優先除雪道路図

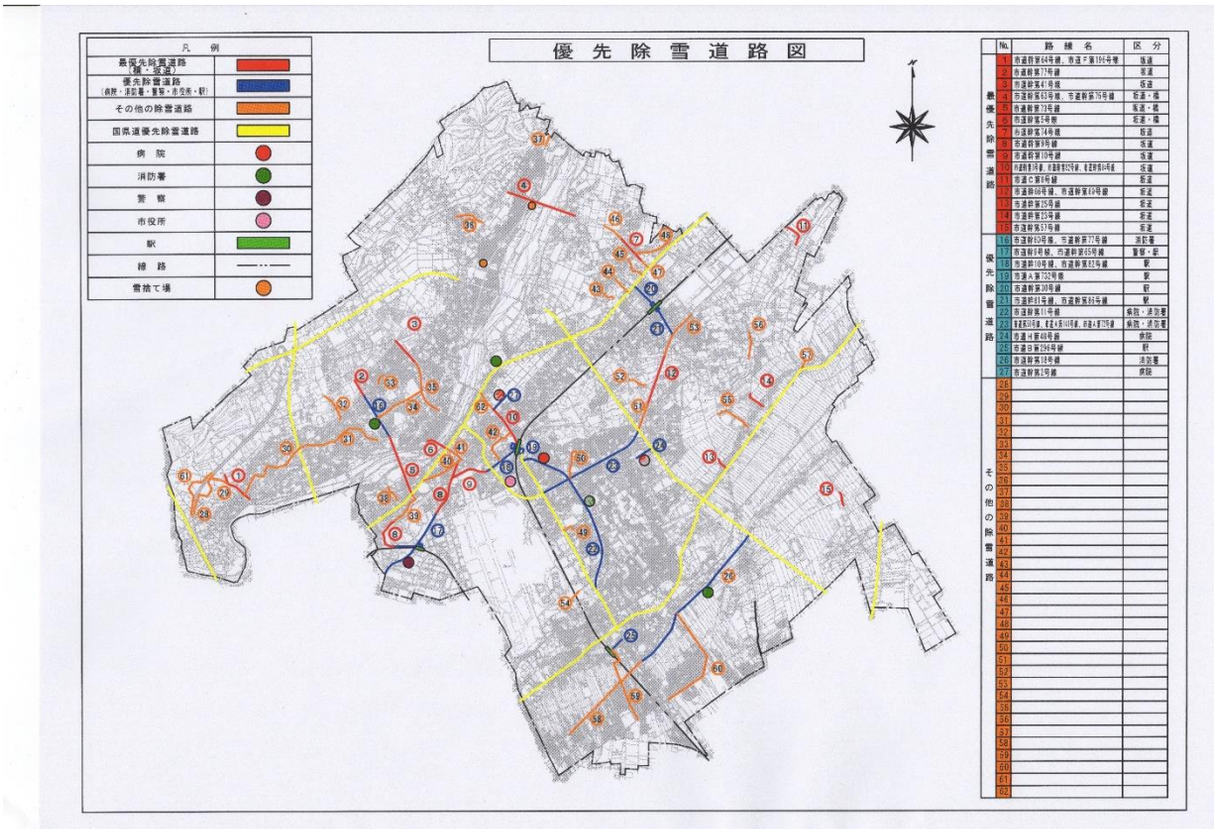

第4

第5 避難場所等

要・最新版

1 指定緊急避難場所一覧

地区		施設・場所名	指定箇所	住所	対象とする異常な現象の種類（○＝使用可 ×＝使用しない）					収容人数(人)	
					洪水	崖崩れ	地震	大規模火災	内水氾濫	土地	屋内
入間川	1	入間川小学校	校庭	鵜ノ木5-9	×	×	○	○	×	5,396	161
	2	入間川東小学校	校庭	入間川2-7-23	○	○	○	○	○	2,635	138
	3	富士見小学校	校庭	中央4-17-1	○	○	○	○	○	3,751	138
	4	入間川中学校	校庭	鵜ノ木6-46	×	×	○	○	×	8,908	180
	5	中央中学校	校庭	入間川1752-1	○	○	○	○	○	8,673	155
	6	コミュニティセンター	敷地	入間川4-16-4	○	○	○	×	○	225	22
	7	県立狭山工業高等学校	校庭	富士見2-5-1	○	○	○	○	○	8,167	252
	8	県立狭山経済高等学校	校庭	稲荷山2-6-1	○	○	○	○	○	7,876	353
	9	中央公民館	建物	入間川1-3-1	×	○	×	×	×	-	79
	10	新狭山小学校	校庭	入間川1108	○	○	○	○	○	5,801	146
	11	武道館	建物	入間川4-18-21	○	○	○	○	○	-	191
入曽	12	入間野小学校	校庭	大字北入曽980	○	○	○	○	○	5,267	137
	13	南小学校	校庭	大字水野815-1	○	○	○	○	○	5,581	175
	14	山王小学校	校庭	大字南入曽55	○※	○	○	○	○	4,962	139
	15	御狩場小学校	校庭	大字北入曽755-4	○	○	○	○	○	3,817	137
	16	入間野中学校	校庭	大字北入曽1028-1	○	○	○	○	○	8,225	154
	17	山王中学校	校庭	大字南入曽157	○	○	○	○	○	8,758	168
	18	老人福祉センター不老荘	敷地	大字南入曽737-1	×	○	○	○	×	848	79
	19	狭山体育館	グラウンド	大字水野632	×	×	○	○	×	11,401	-
	20	入曽第七区自治会館	建物	大字南入曽879-12	○※	×	×	×	○	-	50
	21	水野公民館	建物	大字水野891-4	○	×	○	×	○	-	85
	22	入曽地域交流センター	建物	大字南入曽428-3	○※	○	○	○	○	-	74
堀兼	23	堀兼小学校	校庭	大字堀兼1234	○	○	○	○	○	4,069	168
	24	堀兼中学校	校庭	大字堀兼1237	○	○	○	○	○	8,165	141
	25	老人福祉センター寿荘	敷地	大字加佐志 513-2	○	○	○	○	○	1,319	62
	26	堀兼・上赤坂公園	敷地	大字堀兼 2484-3	○	×	×	×	○	-	101
奥富	27	奥富小学校	校庭	大字下奥富1019	○	○	○	○	○	4,450	167
	28	サンパーク奥富	敷地	大字下奥富2552-1	×	○	○	○	×	1,651	95
	29	県立狭山清陵高等学校	校庭	大字上奥富34	○	○	○	○	○	10,058	473
柏	30	柏原小学校	校庭	柏原1141	×	×	○	○	×	7,156	166
	31	柏原中学校	校庭	柏原2520-11	○	○	○	○	○	6,886	171
	32	老人福祉センター宝荘	敷地	柏原612	○	○	○	○	○	1,733	-

原	33	智光山公園	公園	柏原 561	×	×	○	○	×	165,966	31
	34	柏原公民館	建物	柏原 1154	×	○	×	×	×	-	45
	35	市民総合体育館	建物	柏原 555	○	×	×	×	○	-	876
水富	36	広瀬小学校	校庭	広瀬東 4-4-1	○	○	○	○	○	5,880	139
	37	水富小学校	校庭	根岸 2-22-1	○	○	○	○	○	3,806	147
	38	笹井小学校	校庭	大字笹井 1700	○	○	○	○	○	6,697	157
	39	西中学校	校庭	広瀬東 3-23-1	×	×	○	○	×	9,659	203
	40	県立狭山緑陽高等学校	校庭	広瀬東 4-3-1	○	○	○	○	○	19,017	266
	41	水富公民館	建物	根岸 2-17-13	×	○	×	×	×	-	54
	42	広瀬公民館	建物	広瀬東 3-34-1	×	○	×	×	×	-	39
	43	日生さやま台集会所	建物	広瀬台 1-22-1	○	○	×	×	○	-	24
新狭山	44	新狭山公園	公園	新狭山 1-4	×	×	○	○	×	9,487	-
	45	三ツ木公園	公園	新狭山 3-3	×	×	○	○	×	2,000	-
	46	中原公園	公園	新狭山 2-13-1	×	×	○	○	×	2,174	-
	47	新狭山公民館	建物	新狭山 2-17-1	○	○	○	○	○	-	78
狭山台	48	狭山元気プラザ	グラウンド	狭山台 1-21	○	○	○	○	○	4,870	140
	49	狭山台小学校	校庭	狭山台 4-25	○	○	○	○	○	6,235	139
	50	狭山台中学校	校庭	狭山台 4-26	○	○	○	○	○	8,467	167
	51	狭山台中央公園	公園	狭山台 3-28	×	×	○	○	×	10,202	-

※(一部利用不可):風水害に一部利用不可としていることについては、大雨等により施設の１階部分が浸水するおそれがある場合、
または浸水した場合に上階へ避難が必要な場合があることを意味しています。

2 指定避難所一覧

地区		施設・場所名	住所	収容人数(人)	使用の可否		施設連絡先	
					震災	風水害	電話番号	FAX 番号
入間川	1	入間川小学校	鵜ノ木 5-9	161	○	×	2952-6221	2952-6222
	2	入間川東小学校	入間川 2-7-23	138	○	○	2952-3118	2952-3119
	3	富士見小学校	中央 4-17-1	138	○	○	2957-9107	2957-9108
	4	入間川中学校	鵜ノ木 6-46	180	○	×	2953-3683	2953-3686
	5	中央中学校	入間川 1752-1	155	○	○	2959-2277	2959-2263
	6	コミュニティセンター	入間川 4-16-4	22	○	○	2953-4007	2900-0451
	7	県立狭山工業高等学校	富士見 2-5-1	252	○	○	2957-3141	2950-1010
	8	県立狭山経済高等学校	稲荷山 2-6-1	353	○	○	2952-6510	2969-1030
	9	新狭山小学校	入間川 1108	146	○	○	2958-4080	2958-4092
	10	武道館	入間川 4-18-21	191	○	○	2935-7035	2935-7030

入曽	11	入間野小学校	大字北入曽980	137	○	○	2958-2718	2958-2719
	12	南小学校	大字水野815-1	175	○	○	2957-9102	2957-9103
	13	山王小学校	大字南入曽55	139	○	○※	2957-4857	2957-4864
	14	御狩場小学校	大字北入曽755-4	137	○	○	2957-3421	2957-3422
	15	入間野中学校	大字北入曽 1028-1	154	○	○	2959-9311	2959-9528
	16	山王中学校	大字南入曽157	168	○	○	2957-4891	2957-4892
	17	老人福祉センター不老荘	大字南入曽737-1	79	○	×	2957-3502	2957-3686
堀兼	18	堀兼小学校	大字堀兼1234	168	○	○	2959-3343	2959-3398
	19	堀兼中学校	大字堀兼1237	141	○	○	2959-3342	2959-3397
	20	老人福祉センター寿荘	大字加佐志513-2	62	○	○	2959-7241	2959-7378
奥富	21	奥富小学校	大字下奥富1019	167	○	○	2953-7615	2953-7616
	22	サンパーク奥富	大字下奥富 2552-1	95	○	×	2969-3809	2969-1881
	23	県立狭山清陵高等学校	大字上奥富34	473	○	○	2953-7161	2959-1032
柏原	24	柏原小学校	柏原1141	166	○	×	2953-5862	2953-5863
	25	柏原中学校	柏原2520-11	171	○	○	2954-5073	2954-5074
	26	老人福祉センター宝荘	柏原612	31	○	○	2952-7777	2952-7815
	27	縁の相談所	柏原622	43	○	○	2952-6131	2952-6132
水富	28	広瀬小学校	広瀬東4-4-1	139	○	○	2953-7610	2953-7611
	29	水富小学校	根岸2-22-1	147	○	○	2952-2265	2952-2396
水富	30	笹井小学校	大字笹井1700	157	○	○	2954-2290	2954-2291
	31	西中学校	広瀬東3-23-1	203	○	×	2953-7617	2953-7619
	32	県立狭山緑陽高等学校	広瀬東4-3-1	266	○	○	2952-5295	2959-1031
	33	新狭山公民館	新狭山2-17-1	78	○	○	2953-9034	2954-7886
狭	34	狭山元気プラザ	狭山台1-21	140	○	○	2968-	2959-

山台							6885	2785
	35	狭山台小学校	狭山台4-25	139	○	○	2958-6792	2958-6700
	36	狭山台中学校	狭山台4-26	167	○	○	2958-6791	2958-6783

※(一部利用不可):風水害に一部利用不可としていることについては、大雨等により施設の１階部分が浸水するおそれがある場合、
または浸水した場合に上階へ避難が必要な場合があることを意味しています。

3 指定福祉避難所一覧

地区		施設・場所名	住所	受入対象者	収容人数（人）	施設連絡先	
						電話番号	FAX 番号
入間川	1	特別養護老人ホーム 第二つつじの園	入間川865-1	高齢者	16	2959-0860	2959-0862
入曽	2	特別養護老人ホーム むさしの園	南入曽1044-1	高齢者	14	2956-7770	2956-7771
	3	特別養護老人ホーム むさしの園わかば	南入曽1048-2	高齢者	16	2956-7760	2937-7099
	4	特別養護老人ホーム 福寿の里	北入曽1502-1	高齢者	97	2957-1163	2957-1173
堀兼	5	大樹の森 災害時避難スペース	加佐志244-1	障害児 障害者	23	2958-2941	2958-2942
	6	中新田自立スクエア 災害時避難スペース ハルニレ	中新田73-3	障害児 障害者	11	2958-7832	2958-7839
	7	特別養護老人ホーム オリーブ	上赤坂290-1	高齢者	21	2950-2400	2950-2401
	8	特別養護老人ホーム さくら	加佐志104	高齢者	24	2950-0606	2950-0607
	9	しののめ	加佐志139-1	障害児 障害者	35	2968-6680	2941-4898
柏原	10	青い実学園	柏原758-1	障害児 障害者	50	2952-3302	2952-0312
	11	特別養護老人ホーム さやま苑	柏原758-4	高齢者	15	2954-8855	2955-4977
	12	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム つつじの園	柏原1185-6	高齢者	24	2955-2300	2955-8070
水富	13	県立狭山特別支援学校	笹井2958	障害児 障害者	85	2953-1612	2969-1033
	14	介護老人福祉施設 ジョアン宮地の里	笹井1568-2	高齢者	21	2900-3600	2900-3607
	15	特別養護老人ホーム ひろせの杜	上広瀬939-1	高齢者	24	2936-8244	2936-8245

第6 物資等

1 保有水量

	施設名称	最大貯水量	応急給水に利用できる水
1. 浄水場	鵜ノ木浄水場	1,000 ㎥(t)	500 ㎥(t)
	柏原浄水場	2,300 ㎥(t)	1,150 ㎥(t)
	堀兼浄水場	5,600 ㎥(t)	2,800 ㎥(t)
	計	8,900 ㎥(t)	4,450 ㎥(t)
2. 配水場	稲荷山配水場	37,700 ㎥(t)	18,850 ㎥(t)
	水野配水場	15,000 ㎥(t)	7,500 ㎥(t)
	笹井配水場	13,800 ㎥(t)	6,900 ㎥(t)
	計	66,500 ㎥(t)	33,250 ㎥(t)
3. 緊急貯水槽	コミュニティセンター(中部大型倉庫)	40 ㎥(t)	40 ㎥(t)
	広瀬分署脇(北部大型倉庫)	40 ㎥(t)	40 ㎥(t)
	南小学校(南部大型倉庫)	40 ㎥(t)	40 ㎥(t)
	狭山元気プラザ(東部大型倉庫)	60 ㎥(t)	60 ㎥(t)
	石原公園(柏原ニュータウン内)	130 ㎥(t)	130 ㎥(t)
	奥富小学校	60 ㎥(t)	60 ㎥(t)
	中原公園(新狭山地区内)	60 ㎥(t)	60 ㎥(t)
	計	430 ㎥(t)	430 ㎥(t)
4. 小中学校の受水槽等	受水槽	1,188 ㎥(t)	1,188 ㎥(t)
	高架水槽	289 ㎥(t)	289 ㎥(t)
	計	1,477 ㎥(t)	1,477 ㎥(t)
合計		77,307 ㎥(t)	39,607 ㎥(t)

2 災害用給水井戸設置場所

名称	設置場所		能力
№1	西中学校	広瀬東 3-23-1	21t/1 時間
№2	狭山台中学校	狭山台 4-26	
№4	柏原小学校	橋原 1141	
№5	奥富小学校	下奥富 1019	
№6	堀兼小学校	堀兼 1234	
№7	三ツ木公園	新狭山 3-3	
№8	入間野中学校	北入曽 1028-1	

3 指定防災井戸一覧

No.	地区	所 在 地	所有者
1	入間川	狭山24－44	個人所有
2	入間川	狭山31－37	個人所有
3	入間川	狭山41－18	石川商店
4	入間川	入間川1－15－40	入間川ゴム㈱
5	入間川	入間川1－17－24	個人所有
6	入間川	入間川2－5－7	個人所有
7	入間川	入間川2－7－15	個人所有
8	入間川	入間川2－20－29	個人所有
9	入間川	入間川3－2－3	個人所有
10	入間川	入間川3－2－18	個人所有
11	入間川	入間川3－9－15	個人所有
12	入間川	入間川3－14－22	個人所有
13	入間川	入間川3－20－5	個人所有
14	入間川	入間川3－22－3	個人所有
15	入間川	入間川3－24－27	個人所有
16	入間川	入間川3－26－7	個人所有
17	入間川	入間川3－27－15	個人所有
18	入間川	入間川4－1－27	個人所有
19	入間川	入間川4－2－1	個人所有
20	入間川	鵜ノ木2－24	個人所有
21	入間川	鵜ノ木7－18	個人所有
22	入間川	鵜ノ木14－15	個人所有
23	入間川	鵜ノ木15－9	個人所有
24	入間川	鵜ノ木24－11	個人所有
25	入間川	鵜ノ木25－7	個人所有
26	入間川	北入曽1365	個人所有
27	入間川	南入曽559－2	個人所有
28	入間川	南入曽910－1	個人所有
29	入間川	南入曽969	入間基地南部耕作組合所有
30	入間川	水野43	個人所有
31	入間川	水野368－1	個人所有
32	入間川	水野1016－1	個人所有
33	堀兼	堀兼85－1	堀下畑かん組合①所有
34	堀兼	堀兼226	堀下畑かん組合②所有
35	堀兼	堀兼885	個人所有
36	堀兼	堀兼888	個人所有
37	堀兼	堀兼922－2	個人所有
38	堀兼	堀兼928	個人所有
39	堀兼	堀兼945	個人所有
40	堀兼	堀兼980	個人所有
41	堀兼	堀兼1003	個人所有
42	堀兼	堀兼1010	個人所有
43	堀兼	堀兼1035	個人所有
44	堀兼	堀兼1094－1	個人所有

45	堀兼	堀兼1417－2	個人所有
46	堀兼	中新田187	個人所有
47	堀兼	中新田246	個人所有
48	堀兼	中新田358－2	中新田南部かんがい施設利用組合所有
49	堀兼	中新田517－3	中新田南部かんがい施設利用組合所有
50	堀兼	中新田1103	個人所有
51	堀兼	青柳264	個人所有
52	堀兼	青柳287	個人所有
53	堀兼	青柳331－1	個人所有
54	堀兼	青柳450	個人所有
55	堀兼	青柳563－9	青新畑かん組合所有
56	堀兼	青柳790	個人所有
57	堀兼	上赤坂90	個人所有
58	堀兼	東三ツ木42－1	個人所有
59	堀兼	東三ツ木210	個人所有
60	奥冨	下奥富750－1	個人所有
61	奥冨	下奥富803－4	個人所有
62	奥冨	下奥富1752－1	個人所有
63	奥冨	下奥富2498	個人所有
64	柏原	柏原2425	個人所有
65	柏原	柏原2688	個人所有
66	水富	上広瀬1216	個人所有
67	水富	広瀬1－6－3	個人所有
68	水富	広瀬2－16－5	個人所有
69	水富	広瀬2－21－33	個人所有
70	水富	広瀬2－22－7	個人所有
71	水富	広瀬2－27－7	個人所有
72	水富	広瀬3－16－30	個人所有
73	水富	広瀬3－26－27	個人所有
74	水富	笹井1764－1	個人所有
75	水富	笹井1921	個人所有
76	水富	笹井2637	個人所有
77	水富	笹井3038－5	個人所有
78	水富	笹井3197－1	個人所有
79	水富	笹井3197－1	個人所有
80	水富	根岸2－21－4	個人所有

4 災害時井戸水供給協定事業所一覧表

No.	所 在 地	事 業 所 名
1	富士見 2-15-1	シチズン時計マニュファクチュアリング株式会社
2	富士見 2-15-2	株式会社山本製作所
3	富士見 2-20-1	株式会社コーセー 狭山事業所
4	上奥富 1203	味の一醸造株式会社 狭山工場
5	柏原 570-6	Honda Cars 埼玉 グロス狭山センター
6	柏原 1984	一般社団法人 東京ゴルフ倶楽部
7	根岸 571	株式会社サンワ
8	根岸 689-1	エース工業株式会社
9	笹井 412	株式会社武蔵カントリー倶楽部
10	笹井 535	株式会社鷺宮製作所
11	新狭山 1-5-14	株式会社ジェイテクト

第7 通信等

1 狭山市防災行政無線(60Mhz 帯デジタル:同報系)概要

施設内容		設置場所	
基地局	1 局	市役所 2F 放送室	
遠隔制御装置	1 局	狭山市消防署内(災害時を除く、閉庁時の緊急放送	
子局	114 局	入間川地区	21 局
		入曽地区	24 局
		堀兼地区	16 局
		狭山台地区	7 局
		新狭山地区	5 局
		奥富地区	10 局
		柏原地区	15 局
		水富地区	16 局
		計	114 局

2 狭山市防災行政無線(60Mhz 帯デジタル:同報系)施設設置一覧

	局番号	所在地	呼称
入間川	101	入間川1-23-5	市庁舎
	102	入間川3146－1	狭山貨物前
	103	中央4－1489－14	消防富士見分署
	104	富士見2－6470－3	富士見2丁目線路際
	105	中央1－1576－1	中窪団地
	106	狭山1884－1	峰公民館
	107	入間川2－2690－1	旭町ガード
	109	中央2－1287－162	東急入間川調整池
	110	沢1040	天岑寺入口
	111	狭山510	田中墓地
	112	鵜ノ木4－4846	消防団第2分団第2部
	113	入間川4－4589－5	鵜ノ木交差点東
	114	入間川3－3857－3	諏訪神社東
	115	入間川1－3938－2	入間基地北側
	116	入間川2－2622－6	狭山市立中央図書館屋上
	117	祇園138	祇園公園
	119	富士見2－6176	富士見2号児童公園遊園地
	120	広瀬1－494－82	入間川中学校
	121	入間川4－5015－1	稲荷山配水場
	122	入間川2－2377－1	市民会館
	123	稲荷山2－16－1地先	狭山保健所前交差点
入曽	201	水野815－1	南小学校屋上
	202	南入曽720－1	入間基地南側
	203	水野384－46	東急台児童遊園地
	204	南入曽75－6	南入曽山王橋
	205	南入曽969－1	入曽多目的広場駐車場
	206	水野1205－1	宮信ぶどう園
	207	水野1261－4	三商団地
	208	北入曽380－44	北入曽中原公園
	209	南入曽361－1	南入曽用水敷
	210	水野15－1	消防水野分署
	211	水野208－10	入間むつみ台
	213	北入曽41－1	入間第1区集会所
	214	北入曽540－3	水押自治会館
	215	北入曽277－1	野々宮神社
	216	北入曽428－3	入曽地域交流センター
	217	水野545－74	若葉台児童交通公園
	218	南入曽1048－2	若葉台多目的広場
	219	水野766－2	若葉台児童公園
	220	北入曽1508－136	フラワーヒル西公園
	222	北入曽1028－1	入間野中学校
	223	南入曽157	山王中学校
	224	水野218－17	東急台集会所
	225	南入曽879－12	入間第7区自治会館
	226	南入曽540－1	入曽商業施設
堀兼	301	堀兼632	堀兼浄水ポンプ場
	302	堀兼947－3	堀兼農産物出荷場
	303	堀兼361	堀兼公民館
	304	上赤坂165－2	上赤坂集会所
	305	青柳1496	青柳久保川敷
	306	青柳639－1	諸口氏宅
	307	青柳475	青柳氷川神社
	308	青柳148－7	新狭山ハイツ給水塔
	309	加佐志174－1	羽黒神社

	局番号	所在地	呼称
	310	中新田144	愛宕神社
	311	堀兼2156	室岡氏宅
	312	上赤坂471	上赤坂中継ポンプ場
	313	堀兼2351	荒幡氏宅
	314	青柳124－132	つつじ苑南公園
	315	東三ツ木102－121	江丸橋公園
	316	上赤坂602－1	(株)小松原工務店
狭山台	401	狭山台4－15	狭山台7号公園
	402	入間川1465	市営中平野団地屋上
	403	狭山台1－31	狭山台団地 1－17号棟
	404	狭山台3－25	狭山台団地 4－1号棟
	405	狭山台2－19	狭山台5号公園
	406	狭山台3－23－1	狭山台3丁目公園
	407	入間川1418－41	下平野第2児童公園
新狭山	501	新狭山1－10－1	本田技研体育館屋上
	502	東三ツ木8	東三ツ木自治会館
	503	新狭山2－13－1	新狭山中原公園
	504	新狭山3－3	新狭山三ツ木公園
	505	東三ツ木286－11	西原児童公園
	601	下奥富1953－3	消防団第5分団第2部2班
	602	下奥富848－1	広福寺敷地
	603	上奥富1172－3	狭山市消防署
	604	下奥富2377	柏井集会所
	605	下奥富1403	消防団第5分団第2部3班
	606	下奥富744－3	吹上自治集会所
	607	上奥富1067－1	上奥富西部
	608	上奥富523－4先	梅宮神社西
	609	上奥富91－3	イエローハット
	610	上奥富1120－2	西部自治会集会所
柏原	701	柏原371－1	八千代工業屋上
	702	柏原555	市民総合体育館屋上
	703	柏原214	市営柏団地
	704	柏原2675－2	柏原第5・6区自治集会所
	705	柏原2949－3	柏原土橋
	706	柏原3161－91	ニュータウン内石原公園
	707	柏原1141	柏原小学校
	708	柏原2378－1	城山砦跡
	709	柏原686－1	柏原第2区自治集会所
	710	柏原1638－1	柏原第3区子供広場前
	711	柏原2335	柏原第1区自治集会所
	712	柏原3467	浄化センター
	713	柏原3604－23	柏原ニュータウン
	714	柏原2905－3	河川敷芝生公園
	715	柏原117－5	柏原幼稚園
水富	801	広瀬台3－746－1	西野児童遊園地
	802	広瀬台1－41－7先	上州屋前
	803	つつじ野259	つつじ野団地 4－17号棟
	804	広瀬東3-187－10	上広瀬地区子供広場
	805	広瀬東2－2137－31	岡野洋服店協
	806	広瀬2－1813－6	広瀬神社東
	807	根岸2－453－1	水富公民館
	808	根岸1－239－78	根岸緑地帯
	809	笹井2－453－2	宗源寺前国有水路敷き
	810	笹井1－201	市営笹井団地屋上
	811	笹井2958	県立狭山特別支援学校
	812	笹井1962－1	笹井白髭神社

	局番号	所在地	呼称
	813	笹井2694－1	八木自治会集会所
	814	笹井1700	笹井小学校
	815	広瀬2－1483－3	水富第1区自治会館
	816	上広瀬1034－1	日本電波工業(株)

3 狭山市地域防災無線(260Mhz 帯デジタル:移動系)概要

施設内容		設置場所				
基地局市	1局	市役所2F危機管理課				
半固定局	43局	入間川地区	地区センター	1局	避難所	8局
		入曽地区	地域交流センター	1局	避難所	7局
		堀兼地区	地区センター	1局	避難所	3局
		奥富地区	地区センター	1局	避難所	3局
		柏原地区	地区センター	1局	避難所	4局
		水富地区	地区センター	1局	避難所	5局
		新狭山地区	地区センター	1局	避難所	1局
		狭山台地区	地区センター	1局	避難所	4局
		計	8局		35局	
携帯局	86局	市役所	48局			
		入間川地区	6局 (地区センター内)			
		入曽地区	6局 (地域交流センター内)			
		堀兼地区	6局 (地区センター内)			
		奥富地区	4局 (地区センター内)			
		柏原地区	4局 (地区センター内)			
		水富地区	4局 (地区センター内)			
		新狭山地区	4局 (地区センター内)			
		狭山台地区	4局 (地区センター内)			
		計	86局			

4 狭山市地域防災無線(260Mhz 帯デジタル:移動系)施設設置一覧

	無線種別	設置場所	所在地	呼称
本庁	基地局	市役所本庁舎	入間川1－23－5	ぼうさい さやま
入間川	半固定局	入間川地区センター	入間川1－3－31	さやま 300
		入間川小学校	鵜ノ木5－9	さやま 300
		入間川東小学校	入間川2－7－23	さやま 302
		富士見小学校	中央4－17－1	さやま 303
		入間川中学校	鵜ノ木6－46	さやま 304
		中央中学校	入間川1752－1	さやま 306
		狭山工業高等学校	富士見2－5－1	さやま 307
		狭山経済高等学校	稲荷山2－6－1	さやま 308
		コミュニティセンター	入間川4－16－4	さやま 309
		新狭山小学校	入間川1108	さやま 340
入曽	半固定局	入曽地域交流センター	南入曽428－3	さやま 310
		入間野小学校	北入曽980	さやま 311

		南小学校	水野815－1	さやま　313
		山王小学校	南入曽55	さやま　314
		御狩場小学校	北入曽755－4	さやま　315
		入間野中学校	北入曽1028－1	さやま　316
		山王中学校	南入曽157	さやま　318
		老人福祉センター不老荘	南入曽737－1	さやま　319
堀兼	半固定局	地区センター	堀兼361	さやま　320
		堀兼小学校	堀兼1234	さやま　321
		堀兼中学校	堀兼1237	さやま　322
		老人福祉センター寿荘	加佐志513－2	さやま　323
奥富	半固定局	奥富地区センター	下奥富1007－1	さやま　324
		奥富小学校	下奥富1019	さやま　325
		狭山清陵高等学校	上奥富34	さやま　326
		サンパーク奥富	下奥富2552－1	さやま　327
柏原	半固定局	柏原地区センター	柏原1154	さやま　328
		柏原小学校	柏原1141	さやま　329
		柏原中学校	柏原2520－11	さやま　330
		老人福祉センター宝荘	柏原612	さやま　331
		市民総合体育館	柏原555	さやま　332
水富	半固定局	水富地区センター	根岸2－17－13	さやま　333
		広瀬小学校	広瀬東4－4－1	さやま　334
		水富小学校	根岸2－22－1	さやま　335
		笹井小学校	笹井1700	さやま　336
		西中学校	広瀬東3－23－1	さやま　337
		狭山緑陽高等学校	広瀬東4－3－1	さやま　338
新狭山	半固定局	新狭山地区センター	新狭山2－17－1	さやま　339
狭山台	半固定局	狭山台地区センター	狭山台3－7－1	さやま　341
		狭山元気プラザ	狭山台1－21	さやま　342
		狭山台小学校	狭山台4－25	さやま　343
		狭山台中学校	狭山台4－26	さやま　344

※携帯局(呼称:さやま 500～585)は本庁舎及び地区センター(地域交流センター)内で管理

第8 医療救護

1 市内後方医療機関

【入間川地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あずまリウマチ・内科クリニック	入間川1-3-2 スカイテラス3F	2900-1155
2	安齋医院	入間川3-3-5	2952-2026
3	池村皮膚科クリニック	富士見2-22-30	2959-7066
4	西狭山病院	入間川4-19-18	2954-2421
5	狭山台伊東眼科クリニック	中央4-27-11	2958-7725
6	遠藤医院	狭山21-44	2952-2296
7	おさない眼科	入間川 2-5-7 メディカルプラザ103	2954-7415
8	さやま総合クリニック	入間川4-15-25	2900-2700
9	織田医院	入間川3-20-4	2954-9669
10	入間川病院	祇園17-2	2958-6111
11	齋藤眼科医院	入間川1-6-3	2952-2640
12	むさしの皮膚科クリニック	富士見1-15-38	2950-3666
13	埼玉石心会病院	入間川2-37-20	2953-6611
14	狭山厚生病院	中央1-24-10	2957-9111
15	ぎんなんクリニック	祇園26-31	2936-9381
16	小児科林医院	入間川2-5-7	2952-2064
17	梶田医院狭山	入間川1164-1	2959-6000
18	さやま耳鼻咽喉科クリニック	中央3-3-25 サンパレス1F	2958-3387
19	みやた内科クリニック	入間川1-18-30	2969-2111
20	村上耳鼻咽喉科医院	入間川3-21-5	2954-7261

【入曽地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	すこやかこどもクリニック	水野693-1	2950-5070
2	歌野内科クリニック	南入曽567-6	2958-8148
3	えのき眼科	南入曽565-11	2999-0666

4	狭山尚寿会病院	水野600	2957-1141
5	さやま産婦人科	南入曽335-1	2950-4103
6	宮崎医院	北入曽274-1	2957-6945
7	ともえクリニック	北入曽457-3	2957-9105
8	入曽診療所	南入曽426	2959-2095
9	広沢内科クリニック	水野550-1	2950-5882
10	みやかわクリニック	水野442-76	2950-4400
11	狭山ヶ丘病院	水野1026	2959-3295

【堀兼地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	ほりがね診療所	堀兼1043	2958-6651
2	狭山神経内科病院	加佐志65	2950-0500
3	はたなかクリニック	堀兼2356-12	2956-5400
4	藤江医院	東三ツ木6-10	2953-5533
5	馬島医院	青柳149-8	2954-7364

【奥富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	奥平産婦人科	下奥富490-3	2954-1135
2	至聖病院	下奥富1221	2952-1000

【柏原地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	柏原診療所	柏原3161-354	2953-2881

【水富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あおやぎクリニック	広瀬2-4-20	2900-

			0707
2	中山クリニック	笹井1-16-3	2952-8000
3	水富診療所	根岸2-9-18	2952-2334
4	前田病院	広瀬東3-14-3	2953-5522
5	もとい内科クリニック	広瀬東1-16-39	2900-1701
6	屋良医院	笹井2574-1	2955-6411

【新狭山地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	新狭山セントラルクリニック	新狭山2-2-1	2900-2222
2	櫻澤医院	新狭山3-11-10	2954-5420

【狭山台地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	中園医院	狭山台4-3-6	2958-1191
2	森田クリニック	狭山台1-8-1	2959-3111

2 県指定の災害拠点病院・災害時連携病院

（令和5年1月1日現在）

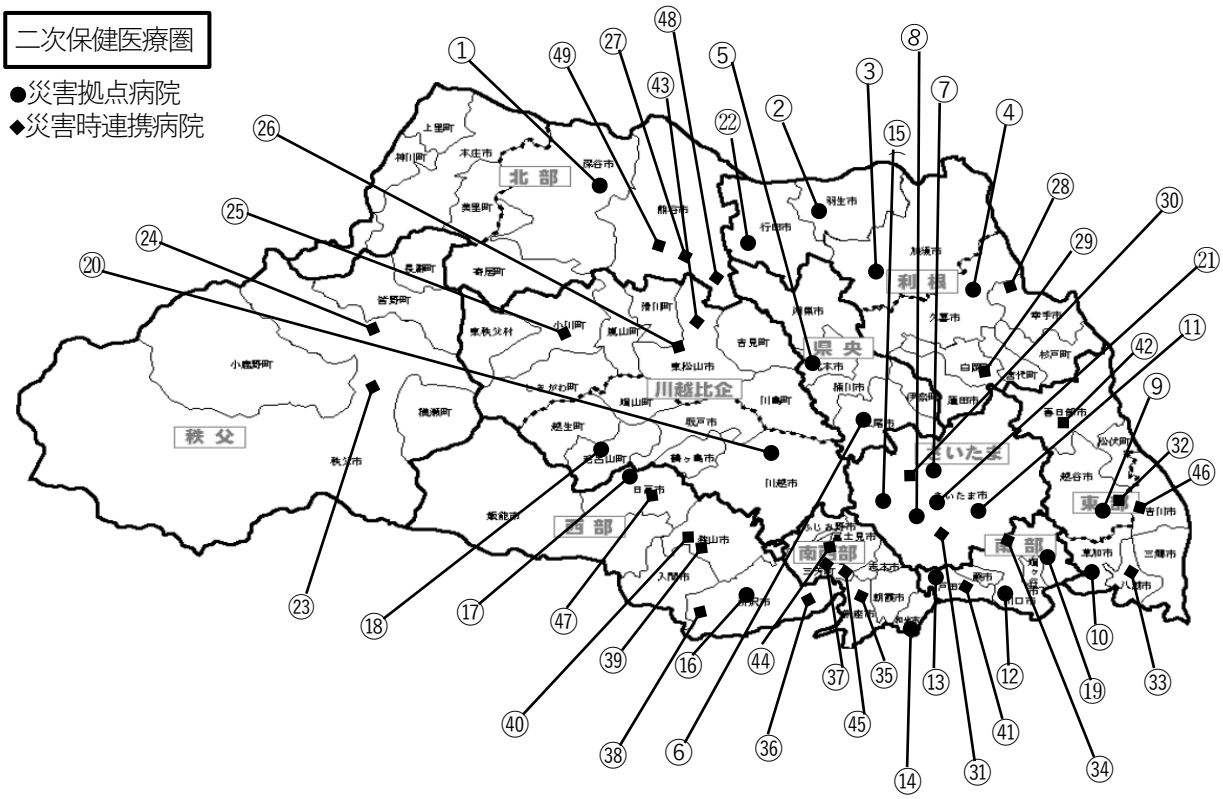

第8

●災害拠点病院

①	深谷赤十字病院	⑫	済生会川口総合病院
②	羽生総合病院	⑬	戸田中央総合病院
③	済生会加須病院	⑭	国立病院機構埼玉病院
④	新久喜総合病院	⑮	さいたま市民医療センター
⑤	北里大学メディカルセンター	⑯	防衛医科大学校病院
⑥	上尾中央総合病院	⑰	埼玉医科大学国際医療センター
⑦	自治医科大学附属さいたま医療センター	⑱	埼玉医科大学病院
⑧	埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター	⑲	川口市立医療センター
⑨	獨協医科大学埼玉医療センター	⑳	埼玉医科大学総合医療センター
⑩	草加市立病院	㉑	さいたま赤十字病院
⑪	さいたま市立病院	㉒	社会医療法人壮幸会行田総合病院

◆災害時連携病院

㉓	秩父市立病院	㊲	ふじみの救急病院
㉔	皆野病院	㊳	国立病院機構西埼玉中央病院
㉕	小川赤十字病院	㊴	入間川病院
㉖	埼玉成恵会病院	㊵	埼玉石心会病院
㉗	熊谷総合病院	㊶	公平病院
㉘	東埼玉総合病院	㊷	春日部市立医療センター
㉙	白岡中央総合病院	㊸	東松山市立市民病院
㉚	彩の国東大宮メディカルセンター	㊹	イムス富士見総合病院

㉛	埼玉メディカルセンター	㊺	イムス三芳総合病院
㉜	越谷市立病院	㊻	吉川中央総合病院
㉝	八潮中央総合病院	㊼	旭ヶ丘病院
㉞	埼玉協同病院	㊽	熊谷外科病院
㉟	TMGあさか医療センター	㊾	埼玉慈恵病院
㊱	新座志木中央総合病院		

3　国立病院機構災害医療センター

病 院 名	所 在 地	病床数	災害時病床数
国立病院機構災害医療センター	東京都立川市緑町 3256 電話 042-526-5511 FAX　042-526-5535	455	910

第9 災害環境

1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

地区	面積（ha）	告示番号	告示年月日	工事実施状況	指定地番	
鵜ノ木	約0.34	埼玉県告示第 394号	平成10年3月20日	平成 9 年度済	4620-20，4620-2，4621-52，4621-79，4641-3，4649-2, 4649-6, 4649-7, 4649-8, 4650-1, 4650-3，4650-4，4650-5，4651-7，4651-9，4651-10，4652-2	
根岸	約0.78	埼玉県告示第 1064号	平成12年7月28日	平成 23 年度済	根岸	1-1,1-2,1-3,2-2,3,4-1,4-2,4-3,5-1,5-2,6-2,6-4,6-12,6-13,6-14,6-16
					上広瀬	1372,1373,1374,1375,1376,1377,1378 1380,1383,1390,1391,1493-1,1493-2,1493-4,1493-5,1493-7,1493-8,1494-1,1494-2,1494-3,1495,1496,1497-1,1497-2,1497-3,1498-1,1498-2,1499,1502-1,1502-2,1503,1507-1,1508-1,1508-2,1508-3,1508-4
上ノ原団地	約0.65	埼玉県告示第 1586号	平成25年11月19日	平成 29 年度済	上広瀬	1345-1,1371,1518-1,1519,1520,1521,1522,1525,1525-2
					広瀬3丁目	1372-1,1372-2,1372-3,1508-2,1508-4,1510-3,1510-4,1516-1,1517-1,1517-2,1523-1,1523-3,1523-4,1524-1,1528-1,1528-イ-3

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	指定日
11103-1-0014-1	上ノ原団地	上広瀬地内、広瀬３丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014年1月28日（2021年２月５日に一部解除）
11103-1-0015-1	上広瀬-1	上広瀬地内、下広瀬地内、広瀬台１丁目地内、広瀬３丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014年1月28日
11103-1-0015-2	上広瀬-2	上広瀬地内、広瀬３丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014年1月28日
11103-1-0016	旭グリーンハイツ	広瀬台１丁目地内、広瀬東４丁目地内、広瀬３丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014年1月28日
11103-1-0068	霞ケ関	広瀬台１丁目地内、広瀬東４丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014年1月28日
11103-1-0008	慈眼寺	入間川１丁目地内、３丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015年３月24日
11103-1-0010	稲荷山公園北下	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015年３月24日
11103-1-0011	鵜ノ木-1	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015年３月24日
11103-1-0061-2	八幡神社-2	入間川１丁目地内、３丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015年３月24日
11103-1-0066-1	市営東鵜ノ木団地-1	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015年３月24日
11103-1-0066-2	市営東鵜ノ木団地-2	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015年３月24日
11103-2-0001	鵜ノ木-2	鵜ノ木地内、入間市黒須 １ 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015年３月24日
11103-1-0018	柏団地	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0019	柏原-1	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0020	柏原-2	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0045	柏原ニュータウン	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0062	柏原小学校	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日（2024年３月26日に指定及び一部解除）
11103-1-0012-1	笹井１	笹井外	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0012-2	笹井２	笹井外	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0012-3	笹井３	笹井２丁目	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-3-0001-1	笹井４	笹井２丁目外	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-3-0001-2	笹井５	笹井２丁目外	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-3-0002	沢口	笹井	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0013	根岸	根岸	急傾斜地の崩壊	2016年７月８日
11103-1-	日生さやま台団地	上広瀬地内	急傾斜地の崩壊	2016年７月８日

0017				

※「八幡神社-1」は、2019 年２月８日付で指定解除。
※「上ノ原団地」は、2021 年２月５日付で一部解除。
※「柏原小学校」は、2024 年３月 26 日付で指定及び一部解除。

3 浸水想定区域・土砂災害警戒警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

(1)浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

施設種別	施設名	所在地
障害者福祉施設	グループホーム桜並木まふ	柏原 4237
障害者福祉施設	グループホーム蓮	柏原 3405-144
障害者福祉施設	グループホーム木蓮	柏原 3405-214
障害者福祉施設	グループホームさやま大樹	狭山 47-29
障害者福祉施設	グループホームラフォーレ4号棟	広瀬東 4-10-10
介護施設	ショートステイ オリーブ	上赤坂 290 番地の１
介護施設	ショートステイ ケアサポートさやま	柏原 2935 番地
介護施設	愛の家 グループホーム狭山	北入曽 281 番地の２
介護施設	あったかホーム狭山	上奥富 832 番地の１
介護施設	サニーライフ狭山	南入曽 574 番地の２
介護施設	イリーゼ狭山入曽 はなれ	南入曽 878 番地の１
介護施設	特別養護老人ホームオリーブ 富士見の館	上赤坂 290-1
介護施設	特別養護老人ホームオリーブ 月見乃館	上赤坂 290 番地１
医療施設	医療法人社団 清心会 至聖病院	下奥富 1221
医療施設	医療法人社団 グロリア会 前田病院	広瀬東 3-14-3
医療施設	金村産婦人科クリニック	南入曽 335-1
幼稚園	水富幼稚園	根岸２丁目 22 番２号
幼稚園	金剛幼稚園	水野 461-3
幼稚園	狭山ひかり幼稚園	鵜ノ木 7-18
幼稚園	しいのみ幼稚園	北入曽 395
保育園・保育所	柏原保育所	柏原 1141
保育園・保育所	山王保育所	南入曽 30-1
保育園・保育所	広瀬保育所	広瀬 2-2-13
保育園・保育所	入曽そらいろ保育園	南入曽 291-1
保育園・保育所	けやき認定こども園	上奥富 1042-3
保育園・保育所	いるまこども園	北入曽 1294-1
保育園・保育所	未来たけのこ認定こども園	北入曽 656-1
保育園・保育所	すずらん保育園	北入曽 671-3
保育園・保育所	狭山ひかり保育室	鵜ノ木 7-18
保育園・保育所	堀兼みつばさ保育園	堀兼 593-1
保育園・保育所	あきくさ保育園	水野 1246-7
保育園・保育所	チャイルドスクエア狭山広瀬	広瀬東 3-33-11
保育園・保育所	しらさぎ保育園	下奥富 1221
保育園・保育所	埼玉西ヤクルト販売㈱広瀬保育室	広瀬東 4-2-14
保育園・保育所	英語保育 エイゴット	柏原 2787 ｱｲﾃﾞﾝﾋﾞﾙ２階
保育園・保育所	すずらん幼児室	北入曽 671-3(２階)

第9

（2）土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

施設種別	施設名	所在地
介護施設	グループホームかおる狭山	柏原178-3
介護施設	グランパル狭山	入間川3-13-32

第10 消防関係

1 狭山市消防団

(1)組織図

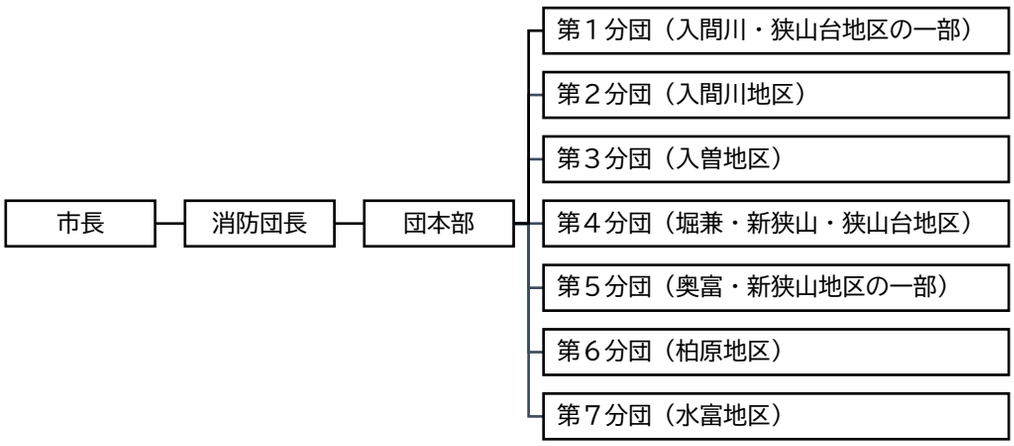

(2)定員表

令和7年4月1日現在(単位:人)

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
1	2	11	7	35	62	215	333

(4)担当区域

(5)消防団車庫所在地及び配車一覧表

【令和７年４月現在】

区分 分団名		所在地	構造	建築面積 (㎡)	配置消防車	施工年月日
団本部	団本部	入間川1-23-5			ステップワゴン	
第1分団	第１部	狭山574-5	軽量鉄骨造 ２階建	建面　30.00 延面　56.25	消防ポンプ 自動車	S51.1.16
	第２部	入間川2-2581-1	軽量鉄骨造 ２階建	建面　36.08 延面　72.06	消防ポンプ 自動車	S52.2.17
第2分団	第１部	入間川3-3856-5	軽量鉄骨造 ２階建	建面　61.80 延面　114.60	消防ポンプ 自動車	S51.5.29
	第２部	鵜ノ木4846-4	鉄骨造 ２階建	建面　50.65 延面　101.30	消防ポンプ 自動車	H13.3.15
第3分団	第１部	南入曽627	鉄骨造 ２階建	建面　57.45 延面　110.60	消防ポンプ 自動車	H15.2.14
	第２部	南入曽75-6	鉄筋コンクリート造 ２階建	建面　53.89 延面　105.45	消防ポンプ 自動車	H3.3.29
第4分団	第１部	堀兼361	軽量鉄骨造 ２階建	建面　46.25 延面　83.75	消防ポンプ 自動車	S51.6.18
		上赤坂166-1	軽量鉄骨造 平屋建	建面　38.18	小型動力ポンプ付 積載車	S53.3.31
		堀兼2220	軽量鉄骨造 平屋建	建面　36.795	小型動力ポンプ付 積載車	S52.10.19
	第２部	青柳612-4	鉄筋造 ２階建	建面　115.44 延面　186.33	消防ポンプ 自動車 小型動力ポンプ付 積載車	R5.3.15
		中新田470-3	軽量鉄骨造 平屋建	建面　36.795	小型動力ポンプ付 積載車	S53.3.31
第5分団	第１部	下奥富849-2	軽量鉄骨造 ２階建	建面　39.00 延面　75.12	消防ポンプ 自動車	S51.12.3
	第２部第１班	上奥富855-7	鉄骨造 ２階建	建面　52.10 延面　104.20	小型動力ポンプ付 積載車	H10.3.27
	第２部第２班	下奥富1953-3	鉄骨造 ２階建	建面　33.78 延面　62.92	小型動力ポンプ付 積載車	S62.3.16
	第２部第３班	下奥富1403	軽量鉄骨造 平屋建	建面　36.795	小型動力ポンプ付 積載車	S53.3.31
第6分団	第１部	柏原2675-2	鉄骨造 ２階建	建面　56.20 延面　110.90	消防ポンプ 自動車	H30.2.28
	第２部	柏原2358	鉄骨造 ２階建	建面　56.00 延面　107.70	消防ポンプ 自動車	H17.3.28
第	第１部	広瀬2-12-19	鉄骨造 ２階建	建面　52.10 延面　104.20	消防ポンプ 自動車	H9.3.31

	第２部	笹井1836-1	鉄骨造 ２階建	建面　52.15 延面　104.30	消防ポンプ 自動車	H11.3.25

第
10

第11　航空機事故関係

1　自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定

航空自衛隊入間飛行場及び在日米軍横田飛行場周辺において、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制に関し、下記関係機関は次の協定を締結する。

（関係機関）

埼玉県、埼玉県警察本部、狭山市、入間市、所沢市、川越市、川越地区消防組合、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島町、坂戸鶴ヶ島消防組合、日高市、東京防衛施設局、航空自衛隊中部航空警戒管制団

（目的）

第1条　この協定は、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合における事故通報及び被災者に対する救援活動を的確かつ迅速に実施するため、関係機関相互の連絡調整体制を整備することを目的とする。

（連絡責任者の設置及びその任務）

第2条　各関係機関に別表「航空事故連絡責任者職名表」に定める連絡責任者及び副連絡責任者を多き、事故の通報・救援活動等の連絡に当てる。

2　連絡責任者は、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害を知つた時は別図「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡責任者に者に直ちに通報するものとする。

3　副連絡責任者は、連絡責任者を補佐し、連絡責任者不在の場合はその任務を代行する。

4　各関係機関は、別表「航空事故連絡責任者職名表」に変更があつた場合は直ちに航空自衛隊中部航空警戒管制団へ通知し、航空自衛隊中部航空警戒管制団は他の関係機関へ通知する。

（現地連絡所の設置）

第3条　航空事故による災害が発生した場合、自衛隊機事故の場合は航空自衛隊中部航空警戒管制団が、米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、関係機関相互の事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等を円滑にするため、事故現場を管轄する他の関係機関の協力を得て、当該事故現場近辺に現地連絡所を設置する。

2　航空自衛隊中部航空警戒管制団又は東京防衛施設局は現地連絡所の設置に当たつて、関係機関に対し、所要の措置又は必要人員等の派遣について協力を要請することができる。

（救急及び救援活動）

第4条　航空事故による災害発生に伴う関係機関の救援及び救急活動の分担及び協力については、自衛隊機事故及び米軍機事故のそれぞれについて、第8条の規定による連絡会議において定める。

（被災者救援の優先）

第5条　事故現場を管轄する関係機関はあらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

（保有機材等の活用）

第6条　関係機関は、救急及び救援活動のため、その保有する通信機器・車両等を適切に活用するものとする。

（被害調査活動）

第7条　自衛隊又は防衛施設局は警察、消防等の関係機関の現場活動に支障のない限りにおいて被害調査活動を行うことができる。

（連絡会議の開催）

第8条　この協定の円滑な運営を図るため、各関係機関から成る連絡会議を開催する。

2　連絡会議の細目については、別途定める。

付則

1　この協定は、昭和54年11月12日から発効する。

2　この協定を改正する場合は、第8条に定める連絡会議において検討し改正する。

3　この協定書は、協定当事者がそれぞれ各1通保有する。

昭和54年11月12日

埼玉県知事　　畑 和
埼玉県警察本部長　安田 修
狭山市長　　町田 佐一
入間市長　　水村 仁平
所沢市長　　平塚 勝一
川越市長　　加藤 瀧二
川越地区消防組合　管理者 加藤 瀧二
飯能市長　　市川 宗貞
坂戸市長　　林 徳之輔
鶴ヶ島町長　　岸田 長
坂戸鶴ヶ島消防組合 管理者 林 徳之輔
日高町長　　駒野 昇
東京防衛施設局長　高島 正一
航空自衛隊中部航空警戒管制団 指令 長谷 清

2 航空事故等連絡会議規約

「自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定(以下「協定」という。)」第8条の規定に基づきこの規約を定める。

(目的)
第1条 この連絡会議は、航空自衛隊入間飛行場及び在日米軍横田飛行場周辺において、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害(以下「航空事故等」という。)が発生した場合の連絡調整体制を整備し総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。
(名称)
第2条 本連絡会議は、航空事故等連絡会議(以下「会議」という。)と称する。
(会議の構成)
第3条 会議は別表の関係機関をもって構成するものとする。
2 各関係機関は、必要に応じ下部機関等から関係者を参加させることができる。
(会議の所掌)
第4条 会議は、航空事故等が発生した場合における必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するための所要の措置を協議するものとする。
2 会議は、前項で定めるもののほか、協定の運営上必要な事項について協議するものとする。
(会議の開催)
第5条 会議は、年1回定例会議を開催するほか、必要に応じ臨時会議又は分化会議を開催することができる。
2 会議の運営は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が各関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとする。
(議決事項)
第6条 会議の決定事項は、議事録をもって確認するものとする。
2 中部航空警戒管制団は、会議終了後、各関係機関へ会議の決定事項を文書で通知するものとする。
(庶務)
第7条 会議の庶務は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が担当する。

附則
1 この規約は、平成10年3月20日から施行する。
2 航空事故等連絡会議規約(昭和55年3月1日)は、廃止する。

別表

関係機関表

区分	関係機関
県	埼玉県
警察	埼玉県警察
市	狭山市、入間市、所沢市、川越市、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島町、日高市
消防	川越地区消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、埼玉西部広域事務組合
施設局	東京防衛施設局
自衛隊	中部航空警戒管制団

用語集

【あ行】

アウティング

性的少数者本人の了解なしに、性的少数者であることを他人に暴露してしまうことをいう。

アセスメント

心身の状態や日常生活の状況といった情報を収集し、客観的に評価・分析すること。

網措置

電気通信事業者が、災害時に通信ネットワーク（電話やインターネット）を維持・復旧するために、その通信設備（網）に対して行う技術的・運用的な措置全般のこと。具体的には、通信設備を守る、トラフィックを制御する、非常用通信装置や移動基地局を配備するなどを指す。

一時避難場所

災害時に命を守るため、一時的に避難する場所のこと。

ＩｏＴ

「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」を意味し、家電製品・車・建物など、さまざまな「モノ」をインターネットと繋ぐ技術のこと。

ＡＩ

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

ＳＮＳ

Social Networking Service の略で、インターネット上で人と繋がったり、情報を共有したりするためのサービスのこと。例えば、Facebook、LINE、X（旧 Twitter）、Instagram などが SNS の例である

液状化

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

ＬＧＢＴＱ

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に法的・社会的に割り当てられた性別や、その性別に期待されるあり方とは異なる性別で生きている人・生きたい人）、Queer（クィア、規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ）や Questioning（クエスチョニング、自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めたくない人。典型的な男性・女性ではないと感じる人）の頭文字をとった言葉で、セクシュアルマイノリティ（性的少数者・性的マイノリティ）を表す総称のひとつ。

応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

【か行】

感染症アウトブレイク

通常発生しているレベル以上に感染症が増加すること

感染症サーベイランス

感染症の流行を早期発見するため、感染症の発生状況を把握し、得られた情報を解析 し、国民が疾病に罹患しないために還元・活用するもの。

キキクル

気象庁のホームページで公開されている大雨・洪水警報の危険度分布で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。

帰宅困難者

通勤、通学、買い物等の外出者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒歩での帰宅が困難な方をいう。

急性期

発災からおおよそ 1 週間の期間を指す。特に災害医療の分野で使用される。発災直後から復興までの時間の経過をフェーズ（phase；局面・段階）で区分し、超急性期（発災直後～72 時間）、急性期（72 時間～1 週間）、亜急性期（1 週間から 1 か月）、慢性期（1～3 か月）、中長期（3 か月以降）に区分され、状況に応じた対応が求められる。

業務継続計画（ＢＣＰ；Business Continuity Plan）

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

緊急安全確保

警戒レベル５の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

主に高速自動車道国道及び自動車専用道路、市内では関越自動車道、近隣では国道 254 号が予定されている。なお、その他の道路も必要に応じて、緊急交通路に指定される。

緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

警戒区域

災害対策基本法第 63 条に基づき市長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等の

ため関係者以外の出入りを禁止、制限し、違反すると罰則がある。

警戒レベル

災害発生の危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を５段階のレベルで提供している。

クールダウンスペース

障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間をいう。

クラウドコンピューティング技術

インターネットを介して提供されるコンピューティングリソースを利用する技術のこと。物理的なハードウェアを所有・管理することなく、サブスクリプションモデルで利用できる。

検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることをいう。

激甚災害

大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災自治体への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大災害。中央防災会議があらかじめ定めている基準により政令で指定される。

指定されると災害復旧事業等への国庫補助の上積み等がなされ、被災地の早期復旧を支援する。

洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、水防法に基づいて、国土交通大臣又は知事が指定する。

公共土木施設

河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園であり、公共事業で整備される。

高齢者等避難

警戒レベル３の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者及び障害のある方並びにその方の支援をする方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているコージェネレーションシステムは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用している。

個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成する避難支援の実施計画をいう。

【さ行】

災害危険箇所

法令に基づいて指定される災害の危険区域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）、防災関係機関の調査により把握、公表されている災害の危険箇所（水害リスク情報図、大規模盛土造成地等）の総称である。

災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律で、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

災害拠点病院

災害時に多発する重症傷病者に対する救急医療体制を確保するための病院である。高度な診療機能・被災地からの重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・災害派遣医療チーム「埼玉 DMAT」の派遣機能等を備えた「地域災害拠点病院」と、これらの機能を強化して災害医療に関する研修機能を備えた「基幹災害拠点病院」の２種類がある。

災害時連携病院

災害時に重症患者を受け入れる災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れる病院である。災害派遣医療チーム「埼玉地域 DMAT」を保有し、災害現場での活動など速やかな医療救護活動を実施する。

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

査定前着工制度

災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度で、生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合に活用される。

事業継続計画・業務継続計画（ＢＣＰ）

大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと（ＢＣＰ：Business Continuity Plan の略）。

市内後方医療機関

狭山市内において、災害時に重症、中等症患者を受け入れる病院である。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関のこと。

指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。

しゅんせつ

洪水防止、水深確保、水質改善等のため、河川や港湾などの水底に堆積した土砂やヘドロなどを掘り取って除去する土木工事のこと。

受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

商用電源

電力会社から供給され、一般家庭や工場等の電力消費者に届けられる電力のこと。

新物資システム（B-PLo）

平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム。2020 年度から運用が開始され、2025 年度に「新物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））」として、視認性や操作性を向上させ、物資支援業務へ精通していない職員でも利用しやすいシステムに改修された。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

性的マイノリティ・性的少数者

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいう。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。

【た行】

大規模事故災害

消防や警察だけで対応する通常の事故より大規模で、自治体が対策本部を設置して避難や被災者支援等の総合的な対策を実施する規模の事故をいう。

対策工

特に、地すべりや落石などの自然災害対策として災害や問題の発生を防いだり、影響を軽減したりするための工事や対策の総称。

タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。防災行動計画ともいう。

特に、水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のことを「マイ・タイムライン」という。

ＤＩＧ（Disaster Imagination Game）

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

ＤＭＡＴ

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

頭首工

農業用水を河川から取水するため、河川を堰き止めて水位を上昇させ、水路へ流し込む施設（水門、堰堤、土砂吐等の施設総称）のことで、用水路の頭の部分にあたることからこの名称が用いられる。

道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

特定大規模災害

著しく異常かつ激甚な非常災害で、災害対策基本法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。なお、「特定大規模災害等」は、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として大規模災害からの復興に関する法律に基づき政令で指定する災害をいう。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域で、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築構造の規制等が行われる。

土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に気象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【な行】

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

【は行】

ハザードマップ

自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。

ＨＵＧ（Hinanzyo Unei Game）

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

被災建築物応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することをいう。

被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することをいう。

被災度区分判定

地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体等の損傷状況を調査することにより、その被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復旧の要否とその程度を判定して「震災復旧」につなげることをいう。

避難確保計画

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画。

避難行動要支援者

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

避難支援等関係者

避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認等に携わる関

係者をいう。

避難指示

警戒レベル４の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

閉塞建築物

倒壊した場合に道路を閉塞するおそれがある建築物。

保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む。）、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から 派遣されたチームを含む。）をいう。

【ま行】

マグニチュード（M）

地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが１つ増えると地震のエネルギーは約 32 倍となり、２つ増えると 1024 倍（32×32）となる。

モーメントマグニチュード（MW）

地震の大きさを表す指標。地震によって発生する断層のずれの大きさ、面積、剛性率などから計算され、大きな地震の規模を表す際に用いられる．地震計で観測される波の振幅から計算される従来のマグニチュード（M）は、大きな地震では頭打ちになる（正確に表せない）場合がある一方、Mw は断層のずれの規模を正確に反映するため、大きな地震でも信頼性の高い指標である。

【や行】

要配慮者

災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者等、日本語を十分理解できない外国人などをいう。

要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

【ら行】

ライフライン

電気、ガス、水道、通信、道路など日常生活を維持する上で重要なネットワークインフラ施設をいう。

ローリングストック

飲料水、食料などを平常時から多めに常備し、利用しながら買い足すこと。